

第8日目(6月17日)

議長(峠 佳一君) おはようございます。延会前に引き続き、本会議を再開いたします。

議長 ただいまの出席議員数は29名であります。これから本日の会議を開きます。

議長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

(午前9時30分)

議長 質問順位8番、議席番号21番・和田英夫君。

和田英夫君 それでは2点ほどの質問をさせていただきます。

1 雪国魚沼「圏域行政」を

はじめに雪国魚沼「圏域行政」をとということでありまして聞きなれないといいますが、見なれない言葉であります。昨日も話が出ておりました魚沼市、湯沢町さんとの3議会の合同勉強会のときに、講師の先生がおおむね魚沼地域あるいは魚沼圏域という話をされました。中にはある講師は雪国地域とかあるいは雪国圏域という言葉を使った中で、どなたかはちょっと覚えていないわけですが、この際、魚沼とかあるいは雪国ではなくて「雪国魚沼」でどうだというようなことが、あのへんでした方がおりました。私もそうだなということで共鳴をいたしまして、ここにあってこういう表題を付けさせていただきました。

それで昨日もいわゆるこの南魚沼市の人口減少についていろいろな質問、意見が出て、市長もそれに答弁をしておったわけでありましてけれども。政府も、ここに通告してあるように地方から大都市への人口流出防止対策として、「定住自立圏構想」を打ち出しました。この構想はその当時新聞にもかなり大きく出されておりましたが、5万人以上の市を中心市と位置づけ、総合病院あるいは福祉介護施設、ショッピングセンター等利用しやすくし、不採算地域では公的支援で遠隔医療などにも対応する等々のようであります。少子高齢化社会およびこの厳しい財政事情等からして、すべての市町村に多様な住民要望を満たすいわゆるフルセットの生活機能、あるいは社会基盤の整備をすることはかなり厳しいであろう、困難であろうとこのこと、それぞれの地域は行政の集約化とネットワーク化の方向へ進むべきとの考えと思われるわけでありまして。

すでに、先般も振興局で地域整備部の研修会に臨んだわけでありまして、そのときの資料にも道路網整備を目的とした「観光・スポーツ振興による広域的交流人口の拡大」、いわゆる振興策が示されておりました。また、先ほど言ったように三つの議会の勉強会のときにも、広域観光の必要性から、宿から街へ、街から地域へという「観光圏域」の構想が示されておりました。農林水産省も再生可能な有機性資源の利活用ということでバイオマスタウン構想を打ち出しておるわけでありまして、県もそれに呼応しましたバイオマス推進の考え方を「バイオマス新潟」というようなことで構想を打ち出しております。

さらに県は医療審議会でも二次保健医療の広域化ということで、13圏域から7圏域ということの構想を示しております。その構想からするとこの地域は、いわゆる7圏域医療機能の

区分になるわけでありませけれども、魚沼市、小千谷市、川口町、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町と5市3町になるかと思うわけでありませ、こういう医療圏域の答申報告がなされております。

さらにこの圏域におおむね準拠して消防の広域化のシミュレーションもあるわけでありませ、これについては今後の消防のあり方の中で、二次保健医療圏をモデルにした消防の体制ということで練られてあるわけでありませ。ただ、ここに違いがあるのは、消防の関係においては小千谷市と川口町がどうも長岡地域の方に移るであろうと、こういうことがあるわけでありませけれども、いずれにしてもそういった消防の広域化シミュレーションも示されております。

さらにこれは前々からでありますけれども、魚沼米ブランド力の強化対策として県の指導も続いてあるわけでありませ。さらに県の指導で広域的な税の徴収組織による滞納対策の動きもあるようでありませし、また、知事は県議会でこういう質問に答えているわけです。知事は常々他県から新潟に行って学びたい教育環境作りを進めたいと発言をしているが、具体的にはどのような手法を考えているか、という質問に対して、いろいろな話の中で南魚沼市の浦佐地域に学園都市構想があると。今、国際大学等もある。ここにもう一度光をあてることも考えると、こういう答弁を県議会で言われてあるようでありませ。かつて、国際大学の学部設置期成同盟会というのが、当時の国会議員あるいは県会議員そしてこの3魚沼地域の行政が一体となって作って活動した経過があるわけでありませ。ここで一旦期成同盟会は解散ということでありませますが、また必要に応じて立ち上げると、こういう話もあるわけです。そういう歴史を考えると、これはかなり広い地域での学園都市構想という位置づけも考えるのかなというふうに考えるわけでありませ。

さらに、先ほど初日の産業建設委員会の中にも出ておりますように、水道事業についても災害を想定して広域化というようなことが言われ出しておるわけでありませ。

そういったことでこのような縦割りの広域的行政課題が非常に多くなってあるわけでありませ。最小の経費で最大の効果をあげるために、想定される圏域で一体的にこういうことに取り組めないか。まず市長にこの辺の見解を伺うわけでありませ。

この魚沼地域は、豪雪地、あるいは米、あるいは中山間地域という共通の環境にあるわけでありませして、ともすると「うちのところは自然が素晴らしい」とか「人間性が豊か」ということを言うわけですが、それはどこの地域でもいわれることで、特に詰めていえば、雪、米、中山間地というのが共通の環境ではないのかなと思うわけでありませ。

そこで、国・県が示すこの広域構想等々を参考にしながら、言葉で言えば「雪国魚沼」の地域作りを考えてはと思うわけでありませ。特に国が示した「定住圏構想」この中心が医療環境、総合病院等々が中心とするというような要素があるわけでありませるので、今ここにもち上がっている基幹病院この辺の位置づけを考えたときに、南魚沼市がこの広域的行政の中で中心的な役割があると思うが、ひとつ市長にご所見を伺いたいと思うわけでありませ。

さらに先ほど言った中で、消防の広域化の関係、それから広域的な徴税組織、この概要が

ちょっと見えてきませんので、これについてまた詳しくわかる方からお願いしたいわけであり
ます。

魚沼米ブランド。これも古くて新しい話で、既にかつては魚沼米産米協会たしかそういう
取り組みがあったように覚えているわけでありますけれど、今現在この魚沼米ブランドの取
り組みを もちろんこの一農協、単協あるいは一つの自治体では取り組んでいるが、全体
的にこの魚沼米ブランド力を高めるための取り組みをされていると思うのですが、ちょっと
不勉強ですので。この3点についてはできればわかる方々にお願いしたいと。

先般、南魚沼市と友好都市である、ある自治体の議員の関係と話をして、そちらの方の議
会で市長はどの程度答弁すると言ったら、「うん。基本的なこと、あるいは政治的な判断に基
づくことは答弁するが、あとはかなり関係担当部課長に任せてある」というような話を聞い
たわけですが、私どもは井口市長の姿勢でやりなされるわけでありますので、限りなく「私
が答弁する」と言われればそれまでであります。このことについてはひとつわかる方から
親切にご答弁をいただければという期待を持っておるところであります。

2 品目横断的経営安定対策の見直しについて

2番目であります。品目横断的経営安定対策見直しであります。鳴り物入りで取り組まれ
た品目横断的経営安定対策。これも半年あまりで見直され、まさに猫の目農政でありました。
去年の今頃は南魚沼市のこれは大和・六日町地域ですが水田農業推進協議会の会長は、今年
度、19年度から品目横断的経営安定対策が導入され云々と。しっかり取り組まなければなら
ない。これに伴い現在講じている産地作り対策、稲作所得基盤確保対策、あるいは担い手
経営安定対策等も見直されることになったと。これは去年の春ごろこういうことでひとつ檄
を飛ばしているわけであります。

それから去年の11月13日には、県下の品目横断的経営安定対策、これは4ヘクタール以
上の加入者の皆さんが集結してそのための合同研修会を開いているのですね。ところが去年
の12月21日。農林水産省、農政改革三対策緊急検討本部が、19年度から導入された品
目横断的経営安定対策等々については実態に即した必要な改善を行いつつというようなこ
ういうことをつい12月21日に見直しの通達が出ておるわけであります。

さらにこの中では、したがってこの見直す内容を生産現場に周知徹底するようにという指
導が、この12月21日の文書の中でありました。そこでこの見直しの内容はしっかりと生
産農家に周知されているか。あるいはまた先ほど言ったように各種支援策、これも見直し
の見直しということにもなるわけでありますけれども、対象該当農家にいわゆる支援漏れ等
はないような状態で徹底されているか。

さらに、世界的な穀物不足あるいは価格高騰の状況下の中で、全面作付けも話題に上り始
めておるわけでありまして。市も酒米との別枠配分、あるいは加工用米等の実際の作付け希
望数。実際に作付けする希望農家も非常に多いと思うわけありまして、国から米の作付け、
あるいは増産等の方向での指導が来ているかいないか。その辺をお伺いして1回目の質問を
終わります。

市長 おはようございます。今日も1日一般質問であります、よろしくお願いいたします。和田議員の質問にお答えいたします。

1 雪国魚沼「圏域行政」を

雪国魚沼「圏域行政」を、ということのお話の中ではありますが、おっしゃっていただいた定住自立圏構想、これはこの研究会というのが設けられて5月に報告書がまとめられたわけです。これはご存知であると思っています。この中では、人の流れの創出、分権型社会にふさわしい社会空間の形成、ライフステージに応じた多様な選択肢の提供。こういうものを大項目に掲げて、目指すべき方向は5万人以上の中心地が核となり、というふうに書いてあるわけです。一番この中に欠けているのは、やはり私どもが一番渴望しております雇用の場の確保これがなければいかに福祉が充実しようが、やはりそこに住む人というのはいなくなるわけでありますので、こういう部分が非常に欠けていると私は思っているわけであり

ます。学識経験者、お名前は個々には申しあげませんがそういう方たちが主の集まりといえますか研究会であります。唯一、日本政策投資銀行の方も含まれているということでもありますけれども、机上論が割合と多いという感じを私は受けております。地方の実態が本当にわかっているのかという部分がちょっと不満でありまして、このことは機会を通じてまた申し上げていかなければならないと思っております。それはそれとしまして、こういう人口流出をくい止めるダムのような機能を確保したいというふうに結んであるわけであり

ます。そこで、私たちの市がそれではこの構想に対してどう取り組むかということでもありますけれども。今、平成の大合併が一応収束をいたしまして、この圏域では魚沼地域では23万人というふうに言われておりますけれども、これが4市3町に再編されたわけであり

ます。これでまたすぐ、ここをまた広域市町村圏として再度魚沼圏域での広域行政に移行していくということは、非常に無理があるといえますかそういう感じが今しておりますので、これは事務毎に一応対応していかなければならないと思っております。

例えばおっしゃっていただきました国際大学も含めた区分の中での4年制の大学、これの設置といえますか誘致、これはひとり南魚沼市だけの問題ではないわけであり

そういう部分で今おっしゃっていただきましたように、全体としてまずとらえるということとは非常にまだまだ合併が収束したばかりで無理がありますので、そういう課題ごとに魚沼圏域構想の部分を確認していければと思っております。南魚沼市は、人口それらにおいてもこの魚沼圏域の中心地となるべき要素は最大備えている市だと思っております。昨日も若干申し上げました、この中の人口ではトップであります。6万2,000人。十日町市さんが6万人ということでありますので、二つ6万、5万以上があるわけであります。その中で年少人口の割合も南魚沼市は14.2というトップであります。十日町市さんは12.8。そして高齢人口の割合が25.8、十日町市さんは31.4という非常に高い比率になっているわけがあります。そういう面から見ても南魚沼市がこの圏域の中心となるべきことだというふうには思っておりますので、そういう市としての誇りと自信、これをもって地域完結型社会の形成を目指していかなければならない。そして近隣市町村ときちんと連携をしていきたいと思っております。

基幹病院も、当然そのことでありますので。これはもう当初から魚沼圏域の中の基幹病院という位置づけでありますのでこれらを契機にいたしまして、たびたび申し上げますけれども一挙に大構想、大圏域構想ということではなくて、それぞれの分野ごとの連携といいますか、広域圏化を図っていくべきだと思っております。

ご要望がありましたので、消防の広域化、あるいは徴税組織、魚沼米の組織、これは私からではなくて担当部長からそれぞれ説明させますので、あまり私がでしゃばらないでおきたいと思っております。

2 品目横断的経営安定対策の見直しについて

「品目横断的経営安定対策」の見直しであります。これはおっしゃるようにまさに猫の目農政といいますか、本当にころころよく変わるものだと思っております。これは過剰作付けによって想定を大幅に上回る米価の下落に対処することができない、というような制度上の不備も露呈をしたわけでありまして、昨年秋に急遽見直しが行われました。

北海道以外では水稲に特化した「水田経営所得安定対策」これに改称されたわけでありまして、小規模経営農家に対しましても市町村特認制度が創設されて、市町村の判断で加入できる道が開かれたと。これはひとつの前進だということでもあります。

これを受けまして、「市担い手育成総合支援協議会」という協議会があるわけでありましてけれども、対象農業者469人に対しまして説明会の開催通知を発送して、旧町3カ所で3月上旬に説明会を開催いたしました。参加者は155人ということであります。469人中155人の参加。

そして管内JAにおきましても生産調整の集落説明会、あるいは機関紙等で「水田経営所得安定対策」や「稲作構造改革促進交付金」これらについて説明を行って周知に努めてきたところであります。

穀物も今、バイオエタノールへの転換によりまして発展途上国で穀物不足、餓死者も出ていくとこういう状況もありますし、輸出をやめたという部分もございます。援助米としての

米の作付け拡大図って支援すべきである、という声も今、高まっているところでありますが、国の方では日本国内では米は過剰生産されて価格の下落に繋がると、こういう観点から主食用米の作付け拡大には慎重だと。ただ、官房長官はこれを見直すべきだというような発言もされておるところであります。

おっしゃっていただきました、現在国から増産についての指導や説明は、今のところはございません。私どもとしますと、作付面積の拡大はやはり図って行かなければならないという思いから、引き続き県間調整、あるいは県内での地域間調整の取組強化、そして地元実需者との結びつきによる酒米、もち米これらの増加に努めて、可能な限り水田に米を作付けられるよう努めていきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

消 防 長 1 雪国魚沼「圏域行政」を

消防の広域化の問題であります。あとで種村議員さんの方からも質問が入っておりますが。私どもの方では今のところ、いかんせん消防組織法をすべて平成18年度6月に大幅な改正を経たわけであります。これはどういうことで改正したかということなのですが、今の消防本部の現状であります。私どものエリアは湯沢町を入れまして約7万2,000人、10万人を程遠い消防本部であります。これは全国的にも人口10万未満の消防本部が約6割であります。さらに今後人口減少時代に突入した場合、この現状の消防組織がこのままでうまくいくかいかないか、その問題。

それから近年広域的な災害が非常に多く発生しています。この度の岩手宮城の内陸地震もそうであります。当地区でも中越地震、中越沖地震というようなことでもあります。これは消防本部の組織が大きければ大きいほど出動態勢やあるいは消防車両を導入する場合、あるいは火災調査技術等々の専門技術職の導入等々、大変スムーズにいくわけであります。いかんせん目的は住民サービスの向上であります。低下させないことでもあります。そんなことで組織法をとりあえず改正して、改正の中身は消防庁長官は推進、広域化したほうがいい消防本部は広域消防に進んでもらいたいということが位置づけられています。しかしながら、18年6月に組織法が改正されましたが、19年度中にはそれぞれの県、県の知事の方から広域化の推進計画を作成してそれぞれの市町村に指示しなさい。それから約5年、いわゆる平成24年度には広域化の消防体制を作れと、こういうことが国の消防庁長官の目的であります。

しかしながら全国的に見ても47都道府県のうち、いまだに県の知事の推進計画が出ていないのが17の県であります。30の県がとりあえず推進計画を示されております。この推進計画の中で、ひとつの消防本部にしなさいという県の指示なのですが、群馬、奈良、岡山、香川、高知、大分、宮崎、沖縄という地区が、それぞれ推進計画の中ではいくつかの消防本部がひとつにまとまる構想であります。

新潟県はなぜ広域化が進んでいないかということなのですが、私どもの前消防長はその推進のメンバーでありました。特に新潟市の方はこの平成大合併で、広域消防と全然違うのですが、合併の絡みで大変スムーズな消防体制が樹立されています。これは平野部であります。だから各所の署庁の位置づけから、すぐ近くてもよそのエリアが全部一緒になったと。

大変出動時間も短縮された。救急車の現場到着も大変短くなっているということでもあります。私どものこの地区は、ここ南魚沼市、十日町市さん、そして隣の魚沼市さん。そして先ほど和田議員さんおっしゃっておられますが、小千谷・川口は二次医療圏の絡みで長岡の中越地区ということで向こうの方の構想になってきております。

そんなことで私どもの方は、いくら広域化としての出動態勢、図面上から見れば私どもが十日町市さんに行く場合そこに山があるわけですから、大変出動体制、現場着が早くなるこのこともできないわけでありまして。ただ、これからは、人口減少問題に突入するのであれば、今から組織法の目的どおりやはり整備はしていくのが妥当かなという、そんなところは重々承知しております。

いかんせん救急隊の専従化、もちろん3つの消防本部が一緒になれば専従化もできるかもしれませんが、それから一番大事なのが司令室の絡みであります。平成23年5月31日までは、今のアナログをデジタル無線にという問題。これはまた広域化の問題とは多少違いますが、これからはデジタル。これは大変大規模な予算の経費の投資であります。数十億というふうなお話も聞いています。その辺も見れば、やはりこの辺である程度国の指針どおり、県の推進計画はまだ出ていませんが、やがて今年度中に出るだろうと私どもは推測しておるわけでありまして。できたらこのとおりにした方が、後々のためにはいいのかなというそんな気がしております。

県の推進計画を見ながら、そして位置づけ的にはこの南魚沼市は関越高速道路もあります。上越新幹線も通っています。上越の方の高企画道路もあります。それから基幹病院もできます。というようなことで、ある程度やはり南魚沼市の消防本部、この辺が中心となるのかなというふうに私は推測しているところであります。以上であります。

市民生活部長 1 雪国魚沼「圏域行政」を

租税の関係で、広域化に伴う新たな考え方というようなことで、今どういう動きかということのご質問だと思います。今、県全体であります。県では平成21年度から新たな徴収機構の設置をしたいということで構想が練られています。準備が進められているという実態であります。そして仮称でございますが、新潟県の地方税徴収機構という機構を立ち上げまして、今はまだ構想の段階であります。県下で県税部単位でだいたい5から6カ所を立ち上げて、県の県税部と一緒に市町村の職員が一つの組織の中で、徴税困難的な部分を広範囲で対応していこうという考え方です。

そこで我が南魚沼市地域振興局管内であります。先行いたしまして今年の10月から魚沼市と南魚沼市、湯沢町の三つの自治体を含めた魚沼地域における機構を立ち上げて先行してやっていこうということで、現在取り組まれておるところであります。したがって10月からは、そういった形で県税事務所に職員が行きながらそこで一緒にやっていくという機構が立ち上がる予定であります。以上です。

農林課長 2 品目横断的経営安定対策の見直しについて

それでは当地域で取り組まれております魚沼米のブランドの維持確立の対応でございます。

当地域では魚沼米改良協会というのがございます。これは私ども行政、市町 魚沼の市と町ですね、それと小千谷市さん、川口さん、それから各3魚沼の管内のJAさんで構成されております。それから事務局的には全農さんが事務局をしているという組織であります。

うちの市長がこの協会の副会長ということでございます。この趣旨といたしましては、魚沼米の地域の設定。近年では十日町市さんが、松之山と松代を合併により加えたということで魚沼米としての表示を松之山産の米、松代産の米についても許可するかどうかというようなものをそこで検討させていただいたというような実績もございます。

それから、魚沼米憲章というのがこれから農家に配られるわけでありまして、それらの栽培の指針、方針というものについても、その魚沼米改良協会で決定をされ徹底するというようなことになっております。

それから販売につきまして、今よその農協さんでは全農に対して委託販売しておるわけありますので、それらの販売の考え方とでもいいですか、そんなことについてもこの協議会で決定して、全農と話し合いをするというような組織はございます。以上です。

和田英夫君 1 雪国魚沼「圏域行政」を

消防の広域化、あるいは徴税機構このあんばいはわかりました。ありがとうございました。そこで市長、4月内に県と上越市と糸魚川妙高市が一緒になって、これは新聞に出ておりましたが、観光連携協議会を立ち上げて観光面で今のところが動き始めているのです。そこで市長は、私の質問がちょっと悪かったのかわかりませんが、広域化即いわゆる広域連合組織なり、あるいは一部事務組合組織というように受け取られたのかなと。

私は一挙にそこまで言うのではなくて、今言ったいろいろな課題を考えれば、いわゆる協議会的なもので立ち上げながら無理のないところで、市長も言ったあまり急がないで無理のないようなことではどうかということで、決して一気に広域連合組織ということではないわけでありまして。もう少し肩の力を抜いた連携ですね。この魚沼地域の連携を考えたらどうかというこういう提案なのであります。

そこで市長に、その考え方ではそんなに違いはないと思うわけですが、今すでに出ていますように、いわゆる魚沼何々というこういう呼称、名称になっているのですが、いつかも市長もその辺にちょっと不満らしき話を伺ったわけ。私もこのまま流れて、いわゆる湯沢、十日町含めたこのすべての連携組織が頭に魚沼と。それでよいのかなというご認識、その辺をひとつ伺いたいわけでありまして。

それから、今回の議会の初日10日の新聞記事に先ほど言った、定住圏構想を総務省は20年度中に先行してやろうじゃないかという記事が出ていました。その中には長野県のある自治体も出ておったようではありますが。これは関心のある自治体を選定して、そこにはそれなりの独立支援措置も考えながら推進をしようというこのことのようにあります。そこで市長が言われているように、そこに基幹病院という構想の中で今、いわゆる地域づくりを始めているわけですから、どうですか。新潟県でおそらく今この医療圏に一番関心があるのはここだと思っております。基幹病院の関係で。そういう面では例えば総務省が推し進めている、先

ほど市長が言った問題点なり机上の論理だという問題点もあるかも知れませんが、せっかくですからこういう機会に新潟県で第一号でひとつ。まさに医療を中心としたこの圏域というものの考える場を、手を挙げてはどうでしょうかということです。

それから、いわゆる行財政改革の目玉といわれている自治体業務の事業仕分けのことで、これはおそらく総務部長さんか、後ろの企画財政の政策課の皆さんかちょっとわかりませんが、この辺も今やっていると思うのです。いわゆる事務事業の仕分けなり見直しはやっていると思うのです。

それを身内の方々で見直しなり整理をするのはどうしてもそこに情が入るという欠点もあるということで、市内の有識者に任せる場合もあるし、またひとつは近隣の自治体とお互いにお互いの事業見直し、いわゆる仕分け作業をお互いにやるということが一つ効果的だというふうに言う皆さんもいるのです。行財政改革の中の事業見直し、例えばこれはこれでいいとか、これは一部見直した方がいい、これは廃止した方がいい、あるいはこれは民間だ、あるいは場合によってはその延長線上にこれは広域事務だと。こういう事務事業の作業の見直しは、そういう近隣の自治体と連携した方が効果が上がるのだという話も出ているわけであり、その辺は、部長さんでもいいし市長でも、そういう面での連携。行財政改革に向けての連携、この辺のお考えをお聞かせください。

2 品目横断的経営安定対策の見直しについて

それから品目横断的経営安定対策であります、確かにJA農協は、4月号の広報を持ってきてあるが「農協大和」に載せてあります。市長はその部落説明会で十分話したと言うが、私は聞いてみました。ところが部落説明会は非常に時間のない中で、農協の事業を説明し、また米の集荷を考えるとということでほとんど品目横断のところまで及ばないし、説明する方々がまだ品目横断の内容がわからないからとてもここまでの説明はできかねたということ伺っているのです。つまり、この見直し見直しの品目横断については、しかも行政側は先ほど言ったように支援協議会の名のもとに連絡を出したら155人ほど来たと。これはこれで姿勢としてはいいわけです。姿勢としてはいいが、まだ私はそういう見直しの内容が農家には徹底ができてないというふう思うわけです。

そこで、今回の一般質問は後で大型の専業農家の方々も質問するようになりますから、私はいわゆる小規模、高齢農家の代表として今、質問に立っているというふうにとりあえず結核でありますけれども、いわゆる小規模高齢農家 これは認定農業者以外というのですが 以外が、集落営農に参加すれば水田経営所得安定対策にも加入できるとこのふうになっている。その集落営農、これは実は農林水産省のホームページを見たわけですが、集落営農とはとあるのです。集落を単位として農業生産過程における一部、または全部について共同化統一化の確認をする。つまり、私なら私が集落の営農組織に、例えば一反歩仲間に入ったと。そうした場合にはその今の助成金が支払われる、いわゆる権利を得るわけです。その辺が、これは農林課長、その品目横断的経営安定対策のときは、間違いなく集落営農に利用権を設定したものだけが生産補償の対象になるわけですが、今度は見直しの見直しにな

ったらそうではなくて、片足を突っ込んでいけばその方の面積、田んぼのものが該当になるというようなニュアンスのことがここに書いてあるのです。そこで、専門家、これは大事なところですから。今年の秋からこれは価格補償に該当するわけですから。この辺をちょっとお伺いをします。

それから、今年はまだ集計が出ていないかわかりませんが、市長が言っているように地域間調整でなるべく全部作付け、あるいは刈りとりまでという努力をされていることは私は評価しているわけですが、場合によってはどうも青刈りもやむを得ないという話も来ているが、この辺の今年の見通しをひとつ。以上をお願いします。

市長 和田議員の再質問にお答えいたします。

1 雪国魚沼「圏域行政」を

この広域行政といいますか、定住自立圏構想ですね。このことに関しまして、今、私どもは観光面では、湯沢さんとこの構想という以前から「天地人」の問題もありましたし、それぞれ含めて一応広域といえれば広域的な連携はきちんとやっている きちんとといいますかある程度やっているというところであります。

魚沼という呼称については、皆さん方もお感じになっていると思いますけれど、魚沼市という 別にこの市を悪くいうことではありません。魚沼市というのがございまして、なにかにつけ魚沼、魚沼というところの傾向が強いという部分であります。これは非常にやはり私どもは苦慮しておりまして、ただ、魚沼圏といえれば魚沼圏ですね。南北中これが旧魚沼なのですけど、その辺で、ある程度きちんとした例えば構想を立てる場合には、やはり呼称は考えるべきだという思いであります。じゃあ南魚沼かというところでもありませんので、例えば雪国であろうが、コシヒカリであろうが、ひとつの統一された部分でこの魚沼圏域の皆さん方が、均等にその恩恵が被れるというかたちを考えなければならないという思いは非常に強くあります。

今、県では、南魚沼地域振興局の方に、ご承知でしょうけれども県税の部門とか、林業関係、これらをすべて十日町あるいは魚沼の地域振興局から、南魚沼地域振興局の方にすべて統一するといいますか集中しております。出張所的なことはやってあるかもしれませんがすべてここに入っております。環境・福祉・保健ですかこの部門も今、全部ここでやっている。県の構想の中ではもう当然ですけれども、3魚沼の中心は南魚沼と。そういう構想で進んでいるわけですが、そこらがこれからの課題だと思っております。

医療関係の件で基幹病院の問題であります。これだけを特別取り上げて、今、議員おっしゃったように県下第1号でどうだという、これはちょっとまだ私も考えたことがなかったので、今ここでどうだというお返事はできませんけれど、元々がこの基幹病院構想が出た際に、この3魚沼部分のある意味では中心地に基幹病院を建設をして、その理域といいますか及ぶ範囲はこういうことだということになっておりますので、今さら改めて医療圏はこうだということを出さなくても、もう周知徹底しているのかなという気がします。ちょっとこれについては即答ができませんので、後ほど考えてみたいと思っております。

それから事務事業の見直し等についての自治体間の連携というということです。これもお互い発想が違う部分があるという中ではいいことだと思うのです。ところが、例えば私どもが魚沼市の事務事業についてとやかく申し上げると、そういう部分がちょっとございますので、これはやはりやるとすれば民間の皆さん方、これを加えなければとてもお互いが遠慮だけしていて全く議論は乾かないといいますが、進まないような気がします。突っ込んだところまではですね。やるとすればやはり当然ですけれども、民間の皆さん、あるいは有識者の皆さんという方を加えて、遠慮なくどんどん指摘をしてもらおうということにならなければ、効果は上がらないなと思っております、こういうこともこれからの行政の中には必要であろうという気はしております。

2 品目横断的経営安定対策の見直しについて

品目横断的経営安定対策ということの中で、私は今回1回だけ宮の集落説明会に参加をさせていただきました。この際はJAの担当者からはっきりとこのことを申し上げまして、ちょっと参加者は少なかったのですけれども、制度として利用できるものとはにかく利用しよう。そしてこういうことだ、ああいうことだと非常に明解に説明しております、ある程度そういうふうにはやっておられたのかなと思っております、今、議員おっしゃったように、確かに時間は短いです。時間は非常に短いですけれども、あまり徹底していないとこういうことでありますので、このことはまた改めてJAともよく相談しながらきちんと徹底をして、農家の皆さん方の不利益にならないようにきちんとやっていかなければならないと思っております。

減反につきましては、一応県間調整も、あるいは酒米も、もち米も全くないとしますと、今年は平均では、この我が南魚沼地域は27.何パーセントということですね。それが県間調整から含めて酒米やそういう部分も含めて作付けができて、そのできた時点での減反率は20.何、約7パーセント、そういうことのおかげで作付面積が増えているということでもあります。青刈りになる可能性はほとんどありません、今のところは、ほとんどありませんので、このまま収穫をしていただくという方向で、今、進めているところであります。ただ、一応現地調査がございますので、約束違反的な部分が出ますとそれはあれですけれど、そうならないと思っております。認定農家以外の集落営農については、担当課長、部長がいいか・・・担当課長に答弁させますのでよろしくお願いします。

農林課長 2 品目横断的経営安定対策の見直しについて

それでは品目横断の件でございますけれども、集落営農につきましては、昨年始まったときには20町歩というようなことでしたが、今年からは市町村特認の中で、私どもは10町歩以上あれば集落営農ということで認めようということで動いております。ただ、ご質問の交付金といいますが補助金の対象として、集落営農に例えば半分土地を貸して、残りは自分が田んぼをするというようなことではないかと思うのですが、それにつきましても個人でやる部分と、集落営農の一員としてやる部分では申請の仕方が違いますので、人格的には任意人格みたいになるわけですが、そちらの方でそれなりの面積があって対象になれ

ばそれぞれの方で、交付金がいただけるものと私は思っております。

和田英夫君 1 雪国魚沼「圏域行政」を

ぜひ市長、呼称の関係はやはりぜひ関係する省庁の皆さん、首長の皆さんと行き会ったときにはある程度こういう話し合いをしながら、皆さんが合意できる、それは私は、皆さんが魚沼なら魚沼、雪国なら雪国で結構です。その辺やはりある程度早い時期に確認をする必要があるのをお願いしたいなと思っています。

そこで市長、実はこういうことがあるのです。新潟県としては県下を今までは、平成13年の頃まで新潟県下を下越、新潟、中越、魚沼、上越、佐渡とこういう広域圏に別けていた。これがいわゆる長期総合基本計画のひとつの県内の圏域の分け方ですね。それが今の知事になりまして、選挙に臨んだその考え方がひとつの公約となり、これが今、新潟県「夢おこし」政策プランということで新潟県の最上位の行政計画だということになっている。その県の「夢おこし」プランの中には、市長もおそらくご承知だと思のですが、下越と魚沼がないのです。これは知事は中越大震災からの復興後の県の復興計画と、いわゆる県を作るという中では、新潟、長岡、上越、佐渡。これしかここに出ていないのです。気持ちはあってもたまたま出ていないのかもわかりませんが、少なくともこれが県の最上位の総合計画だということになると、いささか心配な面もあるわけです。

そこで私は先ほどから言っているように、そういうこともあるからこの圏域をある程度、たとえそれが部分的でもいいがそういう地域の行動を起こして、県にやはりアピールするということが私は必要じゃないかということ。いずれにしてもこの地域が認識として別けているということはこの書き物の中に出てくるわけですので、お願いしたいわけでありませう。

それから広域行政の良いところというのはいろいろあるわけです。例えば図書館のコンピューター化で、広い地域ネットワークでせっかくの図書を有効に活用しようということのもあるわけでありませうし。例えばここに、スポーツ文化施設を共同で整備し、収容力の大きな施設ができれば多彩なイベントができると。こういうことでそこで思い出すのが、南魚沼市には大型のテニスコートがあるわけでありませうし、魚沼市さんはここよりも良い野球場があるわけでありませうし、また十日町はいわゆる議論のある公認の陸上競技場があるわけでありませう。こういうのが私は、連携をしながら上手く活用していくということのも、そこらから入っていくのも方法ではないかと考えるわけでありませう。この辺の市長の考え方をお伺いしておきます。

市長はかねがね施政方針、所信表明の中で、いわゆる市長の基本的な政治理念として、生涯を地域で完結できる市政と、これは私は非常にある意味では評価できることですが、時代が変わってくればこの考え方、地域完結型の市政をもう少しエリアを広げて取り組むということも、これからの時代の要請に応えていくのではないかとということでありませうので、この辺の認識もお願いしたいわけでありませう。

2 品目横断的経営安定対策の見直しについて

そこで品目横断の件でありませうが、今ほど青刈りはないということ断言されましたから

それで結構なわけでありませぬけれど、少なくとも世界情勢がここで改めて言うまでもない中で、青刈りだけはさせないで 私はだからといって主食用に買えとこういうことではありません。今はいわゆる飼料米もかなり不足というようなことで報道されているわけでありませぬから、安い米でも栽培農家の希望によるわけですよ。つまり、売る自由、作る自由の作る自由の間口をやはり広げるといふことも大事なわけでありませぬから、ぜひひとつ。

米も何年か前に売る自由、作る自由といふことで農政改革があったわけでありませぬから、売る自由も結構間口が広がってきたわけでありませぬけれど、これからは作る自由も、もちろん地域間調整でいわゆる正食用のを作付けするといふのも大事なわけでありませぬけれど、農家によっては若干安くても調整水田とかそういうことよりはいいのではないかといふ方もいるわけでありませぬから。そういう作る自由の間口も検討した方がいいのではないかと思ひませぬけれど、その辺についてのお考えがありましたらお聞かせいただいで質問を終わりたい。

市長 お答えいたします。

1 雪国魚沼「圏域行政」を

後ろの方を見ていてすみませぬでしたけれども。実は今おっしゃっていただいた県の「夢おこし」プラン、これは県の総合計画。そこに魚沼、下越がないといふご指摘でございませぬけれども、それは私はちょっと承知しておりませぬ。ないどころかビジネス連邦構想といふところも打ち上げて、当然その中心地は医療圏を中心にしたこの南魚沼。学園都市構想も含めてです。といふことを当然ですけれども河合企画監といふ知事直轄の企画になりますので、そういうことありませぬして今ご本人もこちらに入られてやっぺいらっしやいます。基幹病院はもちろんでありますので学園都市構想も、知事はやはり我々と話す際もとにかく国際大学そのものの価値をもっと生かさなければならぬ。そのためにはやはりどうしてもそこへ4年制の大学、あるいは北里学院のこれからの・・・4年制大学を北里がやっぺってもらってもいいのではないかと、具体的な話も含めながらやっぺっているわけでありませぬ。県の構想から外れていぬなんていふことはまずあり得ないわけでありませぬけれど、どういふことか、ちょっとそれはわかりませぬ。

市間の連携といひませぬか、地域間の連携、自治体間の連携。これはおっしゃるとおりでありませぬして、自分たちにないものがすぐ隣にあると、これをお互い利用させていただいで。これは素晴らしいことだと思ひませぬので、いろいろまた近隣自治体との連携の中でそういうものを生かしながら、広域的な観光も含めてそういうことをやっぺいかなければならぬと思ひませぬしております。

ただ、市としての機能をどこの市も考えているわけでありませぬけれど、備えるために、例えば魚沼市にあつても南魚沼にも必要だとかそういう部分もあるわけでありませぬ。その辺はきちんと取捨選択をしながらやっぺいかなければならぬと思ひませぬしております。

地域完結型社会、これはおっしゃるとおりです。本来この地域に全部集約できればそれが一番ありがたいわけでありませぬけれど、そういうことにはならぬといふ部門も当然出てくると思ひませぬしております。ここから例えば通勤可能範囲、通学可能範囲、そういうことも含めませぬと、

すべてこの市の中でということを追いかけてそれが完結しなかったということでは困るわけでありまして。当然今の施設の総合利用といいますが、そういうことも含めてこれはもうこの地域、南魚沼市に限定したという考え方は当初から持っておりません。

2 品目横断的経営安定対策の見直しについて

青刈りについては、今はしなくて大丈夫ですし、それから私どもが酒米とか、あるいはもち米。これは推奨するのですけれども、この地域の農家の皆さん方はやはりコシヒカリに非常にこだわりが強ございます。価格が安いという部分もありますね。そういうことも含めてなかなかその部分が普及しないというのが、ひとつの悩みの種ですので。遊ばせておくよりもち米でも作れや、酒米でも作れやという話はしょっちゅうしているわけですけれども、なかなかそこが進んでいかない。この辺が農家の皆さん方の意識も含めて、ひとつのポイントだと思っております。

先般、全国の簡易水道協議会の大会で岡山県のある町長さんにお会いしました、その町では40パーセントの減反だそうです。もち米を主に生産しているということです。私たちのところは、もち米は生産調整の枠外とは言いませんけれども、ある程度減反分の中での結びつきだとかそういうことで認めてもらって作っていると、そういう話をしましたら、むこうは全くそういうことがなくてそっくり40パーセント減反だと。南魚沼市の話聞いて、なんていうことを言っていましたけれども。

いろいろ地域によってバラつきはありますが、なんとと言ってもここはやはり米は作る。一粒でも余計に作ると。その方向を堅持しながら、今おっしゃっていただいたようにどうしてもコシヒカリでない部分、これについてもう少しやはり作付面積を拡大できればいいなという思いは十分持っておりますので、またご指導いただきたいと思っております。

議長　ここで暫時休憩をいたします。再会は10時50分といたします。

(午前10時31分)

議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時50分)

議長　質問順位9番、議席番号19番・笛木信治君。

笛木信治君　私は、市民の福祉、暮らし、営業を守る立場で2点ほど質問をいたします。

1 農業情勢について

初めに農業問題であります。昨今の農業情勢は大きく変動をしておりますが、この事態についての認識、非常に重要であると思っておりますので市長のお考えをお伺いするものであります。

ご承知のように食料の国際価格が大幅に高騰しております。まさに農業を取り巻く情勢が天と地がひっくり返るような状況にあると私は思うわけでありまして。こうした情勢を受ければ、今政府が進めている大農中心、減反、ミニマム・アクセス米輸入というこの農業政策は当然見直すべきではないかと思うわけでありまして。こうした前提に立ってお聞きするわけでありまして、この世界市場での穀物価格の上昇、これは言うまでもなく直接的には巨大な投資資金、ヘッジファンドなどによるこの投機資金が商品市場に流れ込んでいる。このことが

大きな原因であります。

しかもこの商品市場、日本の個人投資家の資金が約25パーセント流れ込んでいると言われております。公表されておられませんので個々の名前その他はわかりませんが、25パーセントぐらいが投入されているということは、今や世界の投機集団の間では常識になっているということでもあります。

このために今年1月には、トンあたり387ドルだったタイ米が、今は1,038ドル。3倍近くに跳ね上がっているわけでもあります。このために大儲けしているのが穀物メジャーであります。ADMであるとかブンゲであるとかモンサント、カーギルというような国際的穀物メジャー、これらの会社が8倍から20倍の利益を上げているということでもあります。日本でも日本版穀物資源メジャーとも言われております総合商社、この6社の純利益が従来の6,382億円からついに1兆円を超えて1.6倍の規模になっているというふうに、各所の数字が出ているわけでもあります。

こうした一方で世界の飢餓人口、現在の8億5,400万人、これがさらに1億人に増大されて、新たに1億人の人が飢餓に直面しているということでもあります。まさに弱肉強食の世界そのままでありまして、私は資本主義の悪しき弊害は極まったというふうに見ております。こうしたこのルールなき資本主義、これを正す、規制することは焦眉の問題であるということとは前に申し上げたことがありましたが、国際間でも今、この声が上がっております。

ドイツを中心にこれを規制すべきという声が上がっておりますし、アメリカでもこの調査が既に始まっているということが日本経済新聞などで報道されております。残念なことは、日本の政府はこれに同調していないということでもあります。原油価格の高騰や穀物の高騰が国民の生活にどれほどの苦難を与えているかということを考えれば、当然これを規制する方向へ向かうべきであります。残念ながらそうはなっていないというのが実情であります。ベネズエラのチャベス大統領はこうした事態についてこう述べております。彼ら投機集団の利益は、1日2ドル以下で暮す世界の28億人の命と引き換えに行われている極悪非道なものだというふうに批判をしております。まさにそのとおりであると思うわけでもあります。

こうした世界情勢、穀物情勢の中で、日本の国は食べもしないミニマム・アクセス米を毎年77万トンも輸入しております。その在庫は既に3月末で137万トンにもなっているわけでもあります。この11年間に投入された税金は2,641億円にもなるわけでもあります。アメリカのワシントンポストは、この実情を日本のミニマム・アクセス米の山、これを何とかしろということを社説に書いております。書いているのを私は見たわけではない。書いているそうです。

日本の政府は家畜の餌としてこれを放出すると、70万トンを放出するということだそうですが、これはまさに狂気のさただというふうな社説が載っているそうです。私はこうしたことから見ても、今こそ日本はミニマム・アクセス米の輸入、これをやめて減反の政策を見直して農政の転換をすべきであるというふう考えるわけでもあります。このことは当南魚沼市農業政策とも大きくかかわってきますので、この情勢についての市長のお考えをお聞きす

るものであります。

次に、二つ目では魚沼米、この中心地である南魚沼市。私は独自の販売戦略を確立して、米の減反では政府方針をそのまま実施するという立場ではなく、やはり部分的には作付けも増やしなが、独自の対応をしていくべきではないかというふうに考えるわけであり。先ほど、21番議員の質問の中で、あらかじめ答弁もされて説明されておりますが、再度お聞きするものであります。政府は減反しなければ米の生産が過剰になり、価格は下がると言っております。その一方で77万トンも米を輸入しているわけであり。まったく筋の通らない話で、これほど農民をばかにした話はないと私は思っております。

では、米価は、農家は本当に切ない思いで減反に協力してきて安定しているか。ノーであります。米価は安定しておりません。常に乱高下しているというのが実態であります。この米価を安定させるということであれば、米価の下支えこれをやる。生産費を補償した下支え制度を作る、これ以外にないわけであり。

こうした問題もちろんです。南魚沼、とりわけ南魚沼は日本一のコシヒカリのブランドを持つ拠点であります。この南魚沼市が、やはりこの日本一のブランドを前面に出しながら、独自の販売戦略を立てる。そして販売価格の維持。当然そうした中で用が足らなくなれば増産もするというぐらいの、私は決意を持ってこの米政策に向かうべきであるというふうに考えますが、市長のお考えをお聞きいたします。

2 消費生活相談窓口の強化を

次に消費生活相談窓口の強化ということであり。この点では南魚沼市は先進地域であります。南魚沼市では平成17年からこの消費生活センター窓口を設置しております。年々利用者が増えており、市民の期待も高まってきております。多重債務者への対応等も取り組みを強化し、さらに市民の安定した生活が守られるように努力をすべきではないかと、そういう立場からお聞きするものであります。窓口だけを設けて担当員がないという市町村もあります。南魚沼市では電話をすれば必ず担当者が出てきますから、私はそういう点で県下でも、新潟や長岡等を含めてやはり先進地域の一つであるというふうに考えております。

問題は、今、急激に増えている多重債務者対策であります。市長の所信表明、行政報告などを見ても、販売訪問であるとか通信販売であるとかそうした苦情処理について言えば、比較的活発にやっているわけであり。このサラ金問題、多重債務者問題について、まだ多くは取り組まれているという報告がなされておられません。

ご承知のように今、この規制緩和の中で格差社会が進行しております。生活困窮者が増大しているわけであり。こうした人たちの生活を守ることが、大きな問題になっているわけであり。私はこの問題で大事なことは、市が独自の責務としてこの問題に取り組むという姿勢が大事だと思っております。市民の生活の安定は、とりもなおさず市の責任であります。そうしたことから、この問題を抱えている人々の掘り起こし。民生委員、区長さん、その他いろいろと組織があるわけですが、そうした方々を通じてそうした問題を抱えた人々を掘り起こし、そしてその問題を解決する。そしてどうしたら立ち直れるかとい

う生活再建まで含めた、やはり総合的な解決をやるということになれば、これは行政がやるということではなければならないと思います。

私なども、よくサラ金多重債務者というような方々から相談を受けます。しかし、ご承知のように非常に問題が煩雑になっています。この聞き取り調査であるとか利息グレーゾーンの計算をし直すとか、あるいは相手との交渉というようなこと、非常に手間暇もかかります。ついつい弁護士を紹介してそのまま、というようなことになってしまうわけではありますが、これではやはり本当の解決にならないわけでありまして。市が、そうした人々の今後の生活まで含めた問題解決をするという姿勢が大事ではないかと思っておりますので、お聞きするものであります。

2番目には、こうした方々についての生活福祉資金、この貸付制度。低利の貸付金であればなんでもいいわけですがこうした制度を創設して、セイフティネットを構築するということが大事ではないかと思っております。また、生活保護の適正な運用。これも3月議会でも私は質問しましたが、今、生活保護、非常にあらゆる面で費用の削減が言われまして、適用も困難になってきているとは思いますが、そういう中でもやはりきちんと適正な運用を図っていくということが大事であると思っております。

多重債務者の皆さんが当面の困難を、自己破産であるとかいろいろなことをして解決していくわけでありましてけれども、その後の生活をきちんとやはり市がそこまで面倒をみていくということが大事であります。わけても生活保護は大事であります。北九州市では、「おにぎりが食べたい」と書き残して亡くなった方があります。あつてはならないことでありまして、私はこれは地方行政の敗北だと思っております。

そしてまた、次には広報活動であります。相談窓口の周知、多重債務者状態の救済策、これを多くの皆さんがどうしたら防げるのかということ、知識として持つということが大事であります。あるいは社会に出る前の段階、中学生高校生ぐらいの段階でしょうか。借金問題について一定の教育をするということも大事ではないかと思っております。こうした点でももちろん、広報などでの周知は現在も、消費者センター窓口についてのお知らせはしております。しかしさらに、その内容などについてもやはり市民に知らせながら、その拡充を図ることが大事ではないかと思うわけでありまして、お聞きするものであります。

もう一つは、ヤミ金の撲滅であります。ヤミ金融ですね。これはご承知のように無法地帯であります。十一であるとか月一というような法外な金利で貸付けて、あとは暴力まがいでこの取立てをやる。このヤミ金融が大きな問題になっています。犯罪や自殺を引き起こす原因にもなっているわけでありまして、暴力団の資金源にもなっております。この撲滅が焦眉の問題であります。

このことについて、ついこの間裁判所での判決で、ヤミ金から借りた法外な金利の借金については、元金を含めて返さなくてもいいという判決が出ています。これを今後は活用して、ヤミ金の被害にあった人には、やはり周りはきちんとこれをサポートして、返さないという立場で頑張っていくという指導も大事ではないかと思うわけでありまして。

また、市がこのヤミ金をなくすためのキャンペーン、看板を出すとかあるいは広報で知らせるとかということも大事ではないかと思うわけでありまして、お聞きするものであります。以上壇上からの質問といたします。

市長 笹木議員の質問にお答えをいたします。

この農業政策の見直しの意見を上げるべきということでありまして、今おっしゃっていただきましたように、バイオ燃料化、投機、新興国の消費増、干ばつこれらによりまして食糧不足が世界に蔓延しているということでありまして、穀物の輸出規制が広がったり、餓死者が出る、そういう異常な事態だということこれは認識をしております。

日本ではご承知のように、食料自給率が40パーセントを切りました。カロリーベースで39ということでありまして、これが議論されているところでありまして、政府の方は米粉の利用拡大、あるいは家畜の飼料用米の取り組みを拡大しようということ、米の主食以外の利用についても打ち出したり、水田の有効活用を図って自給率を向上するというようにしておりますが、その減反部分の見直しについては、それぞれ意見が分かれているというふうに認識をしております。

ミニマム・アクセス米は私も本来理不尽な部分だと思っておりますが、いろいろ世界の枠組みの中での苦渋の決断といいますが、ある意味では農業を本来守るためということから始まったわけでありまして、77万トンという非常に大きな数字でありますしちょっとやはり理不尽という部分は感じておりますが、

これが今の状況の中で、ミニマム・アクセス米が逆に輸出をされたという話も聞いております。フィリピンだったかタイだったかどこか。それからあとはバングラデシュかどこかへ30万トンとかどうかという話があります。これは一つの国際貢献的な部分にはなったということでありまして、本来こういうことがないようにしていかなければならないということでありまして、私どもも市の基幹産業あります稲作農業、これをきちんと守るためにもWTO交渉の関税の引き下げや、ミニマム・アクセス米の輸入割当については、日本農業がとにかく不利にならないように、今、国に働きかけをしているし、これからもしていかなければならないという思いであります。

2番目の南魚沼市の独自の販売戦略を確立せよということでありまして、ご承知のように管内JAにつきましても、全農への委託販売から自己販売にシフトして、消費者などとそれぞれで取引するこういう独自の販売戦略を進めておりまして、今この販売状況は好調だということに伺っております。これをもっともっとやはり進めていかなければならない。市も当然ですけど、一生懸命手を携えてこれに取り組んでいかなければならないと思っております。

生産調整につきまして先ほどちょっと申し上げましたが、県間と地域間調整、それからこの問題である程度生産量を確保させていただきましたし、地元の酒造会社、あるいはモチ加工会社等の実需者との結びつきを図って、酒米、モチ米の生産拡大にも取り組んでおります。さっき申し上げましたが、今年度は市の当初平均減反率27.6パーセントでありましたけれ

ども、これを大きく下回る今20.4パーセントという減反率になっているところであります。

全国を正確に調べたわけではございませんけれども、減反率そのものについては、やはり全国では低い部類に入るといふふうに思っております。先ほど触れました岡山県のある町については40パーセントだそうでありますので、そういうところから比べれば、という意味でありますけれども。しかし、やはり基本とすべきところは、ある意味ではやはり作れる米を作られると、作りたい米を作られるという方向をこれからも一生懸命模索しなければなりませんので、国との政策の整合性をまったく破棄をして、市で独自に全部作ってやるということはなかなかやはり難しい面がある。難しい面がありますけれども、適地適産とかそういうことも含めて、とにもかくにも減反率そのものを極力ゼロに近い方向に持っていくようにこれからも努力をさせていただきたい思っております。

やはり一番今期待すべきところは県間調整でありまして、今年は佐賀県がご承知のように7,000トンを出し、放出といえますか出していただいたわけでありまして、この動きは、私はこれからはもっともっと広がってくるだろうと。それを、私たちの地域にどう取り組むかと、このことがやはり求められるわけでありまして、そのことに全力をまずはあげて行こうと。将来的に、米をやはりきちんとある水田で全部作れるという方向が、できればこれが一番、これに越したことはないと思っておりますので、そのことも諦めずに追求していこうと思っております。

米価の下支えそのものは、先ほどもちょっと和田議員の質問の中でもありましたように、「品目横断的経営安定対策」という部分についてはちょっとやはり救えないといえますか、不備の点が露呈したわけでありまして。それに官制を加えてとにかくきちんとした下支えをしなければならぬということで、今度は新たにまた「水田経営安定対策」ということを打ち出しております。これも100パーセントいいものかどうかといわれますと、これは若干やはり漏れる部分もあるわけでありまして。こういう対策をもっともっときめ細かにやっていただくように、これからも我々は求めていかなければならないと思っております。

2 消費生活相談窓口の強化を

消費者生活相談窓口の強化であります。相談件数と体制につきましては、平成17年度に比べまして、その前年度の集計では相談件数は175パーセント増であります。大幅に増加しております。現在相談窓口での相談に一元化して専門化することにしております。従来の市の担当職員の兼任体制に比べて飛躍的な成果を挙げているといふふうに思っております。

多重債務の皆さんの処理件数でありますけれども34人に上っております。相談員の皆さんからは、地域の司法書士の皆さんと連携した対応のほか、法テラスの活用など状況に応じた対応をしていただいております。事例といたしましては、自己破産の申し立てや分割払いの和解、これらに加えて利息の再計算で残債がなくなった、その上にお金が戻ってきたというこういう事案も見られている。諦めずに相談をいただければ救済の道があることを実践していかなければなりませんし、今までも実践しております。

多重債務者の皆さん方の生活再建に向けた支援策につきましては、やはり債務の整理のほか、今ご指摘いただきましたように生活資金の確保、問題解決、立ち直りこれまでのこういうふうな総合的な支援、これが必要だというふうに認識をしておりますのでその再生に努めたいと思っております。

貸付資金の面でありますけれども、資金面でのこの支援策の中では、現在生活福祉資金が多重債務者への貸付を行っていないということでもあります。この理由といたしましては、貸付金の回収が不可能になる状況が見込まれるということだと思っております。市がこの制度を創設する場合も、この点については十分なやはり情報収集と慎重な検討が必要だと思っております。そういう皆さん方の生活支援も必要でありますし、かと申し上げまして野放図にそういう皆さん方に例えばお金を、生活資金を貸付して回収不能になった場合。これは貴重な税金からのお金でありますので、非常にそのバランスが難しいということでもありますので、慎重に検討していかなければならないと思っております。

今、この貸付金、新潟県の社会福祉協議会で、低所得者世帯、障害者世帯、あるいは高齢者世帯に対して行っているということでありまして、これはご存知だと思います。福祉資金につきましては18年度が1件50万円でありましたが、19年度では2件の217万4,000円の実績であります。就学資金も18年度が1件78万円、19年度が1件89万円。緊急小口資金は18年度はなかったのですけれども、19年度は7件で45万円というふうに年々増加をしている現状であります。

生活保護の件でありますけれども、生活保護の定義というのは、病気やけがで働けなくなったり働き手の収入減により生活に困窮する世帯、これが自らの能力、財産、親族の扶養援助、あるいは他の法律から照らしても、いろいろな面を活用してもなお生活に困窮する場合というふうに限られておりまして、最低限の生活を保障しているということでもありますけれども。

件数が、前々から議員ご指摘のように、南魚沼市は件数が少ないとか減っているとかという。減ってはいないのでしょうけれども少ないという話。これは別に私たちの市の調査が厳しくて貸付をしないということではなくて、先ほど触れましたように親族の扶養援助等が割合とある地域でありまして、都会とは違いまして。そういう面から、生活保護に該当しないということが割合とあるわけです。

ですので、常々申し上げておりますけれども、市の審査が厳しくてとてもだめだったということはほとんどありません。ただ、やはり見解の違いもありましてそういう事例。市としてはこれはちょっと難しいよ、だけれどもまた上部の機関に提訴というか、裁判所ではないので提訴ということではなく調査を申し入れた結果、上部機関からはこれは貸付妥当だとか、そういう案件は先般1件ありました。

市の解釈とそういう上部機関との解釈の相違がありまして、これはもうやるべきだということはありませんけれども、それによって理不尽に貸付けを行わなかったという事例というのは、まずほとんどないというふうに私は思っておりますが、もし具体例がありま

したらまたお知らせいただきたいと思っております。

周知についてでありますけれども、借金教育を学校でやれということになりますと、これはどういうことになりますか。教育委員会との調整も必要でありますし、なかなかそこまでやって然るべきものかどうかというのも、ちょっと首を傾げるところもあります。

本来こういう生きていく上での生活の知恵という部分は、常々申し上げますけれども、やはり家庭での対応というのも非常に大きくあるわけありますので、単に教育の問題だけということではないということをおもっております。これは非常に難しいですけれども、私たちは市報での周知、あるいは職員の周知、その事案発生につど情報を提供して注意を呼びかけていく。

そして市民の皆さんが安心して生活できるように、関係機関との連携これらを強めながら、相談窓口の機能充実も図っていこうと思っております。多重債務を始め、悪徳商法からの救済と被害予防のことにはきちんと対処していきたい。議員おっしゃっていただきましたこのあとのヤミ金の問題は、先般司法最高裁の判断がああいうふうに出ましたので、これは大きな朗報だと思っております。

そこで警察と連携したヤミ金の撲滅ということではありますが、ご承知のようにこの相談員の方々は、弁護士や司法書士のような専門職ではありませんし、当然ですけれども裁判所や警察のような法による権力も持っているわけではありません。やはり第一義的に相談窓口として当事者からの相談を受けて、その内容によってまず本人が解決への意欲を持ってもらわなければならない。これを確かめた上で関係方面への橋渡し、そのお手伝いということになります。

そういうことありますので、個々の内容は相当千差万別でありますので、それぞれによって対応が異なるということあります。要は本人が立ち直る気概、気迫を持ってもらわなければならないし、相談員の方のアドバイスを素直に受け入れていただくということをきちんとやっていただかなければまずだめだと思います。そういう面ではまず警察に被害届けを出すとか、そういう決断をしていただかなければなりません。ですので、そういうことを促しながらやっていかなければなりません。相談員のところに行けばすべてが解決するかというような錯覚を持たれると、相談員の方も非常に難渋するわけありますので、その辺はきちんとご理解をいただきたいと思っております。

それからこれからも消費生活センターの方向を、今はサンライズ南魚沼の2階の小会議室に設置しておりますけれども、先般それぞれ議決をいただきました旧総合福祉センターの補強を待って、障害者の相談窓口機能も持てないか。あるいはこの施設の中の事務室に常時設置を検討していきたいと思っております。いわゆる旧総合福祉センターの中に、この部分を常時設置して行けないか、今検討を始めたところであります。

そして障がい者始めとする悪徳商法のターゲットになりやすい高齢者など、広く市民を対象とした総合相談窓口としての一元化の検討を今進めているところであります。また、そういう先進地の皆さん方の事例としてありますが、税や公共料金の滞納対策も併せた連携体制

があれば非常にいいなという思いでありますので、これも含めて今検討を進めているところありますので、ご理解いただきたいと思えます。以上であります。

笛木信治君 では、再質問させていただきます。

1 農業情勢について

穀物市場を取り巻く国際情勢について、こうした状況の中で日本が77万トンものミニマム・アクセス米を輸入しながら、国内では減反を強行するということについての、ある理不尽さは、市長は個人的な考えではあるが感じておられるということを知って安心しました。これはもしそれがそうではなくてそれでいいのだなどということになれば、私はまたかなりここでまた唾を飛ばさなければならぬのですけれども。

そういう意味でこのミニマム・アクセス米は、これだけ食料が逼迫している状況の中で、日本の国では食べないわけですから。今年も70万トンも家畜の餌にまわしているわけですから。そういうものを輸入しないということは当然のことであると思うわけですが、あえてそれをしようとしてないということが問題であるわけでありまして。私は市長たるお方の、意見というのはやはり重いので、事あるごとに、そうしたことを県やそこのいろいろな会合で口にさせていただければありがたいと、こう思うわけでありまして。その辺のお考えをもう一度お聞きしたいと思えます。

それから2番目の魚沼米ですが、これはどうでしょうか。いささか市長はまだ認識が甘いと私は思うのですけれど。日本一のブランド米、魚沼米ということですが、実態はどうでしょうか。確かに4~5年前には一俵あたり3万2,000円もしていました。今はしかし、市長の所信表明でも2万3,500円で推移しているということです。

この間、9日の日に米の入札が行われたのです。政府は20・・・何万トンでしょうか、ちょっとわかりませんが、とにかく政府が放出しようと思っている2007年産米。この政府が思っている量の8倍の引き合いが入ったと。お米足りないわけですよ。こうした中で米価が釣り上がるのです。新潟一般コシヒカリが60キロあたり 昨年の秋、米が余るということでやいのやいのと農水省交渉を私どもの仲間がやりましたが、そういう中で60キロあたり1万5,924円ということで農水省は買い上げたのです。

今、このお米が新潟一般コシヒカリ、2万3,112円という値段が付いていますね。農水省がこれで3億円儲けたそうですが、これは儲けるところじゃないのですね。それはともかくとして、これでは新潟の一般コシも魚沼米も変わりがないではないですか、と私は言いたいのです。日本一の魚沼米という名前だけで実体がなくなってしまうと私は思います。私はこれは非常事態だと思うのです。南魚沼の農民からすれば、非常事態だと思うわけです。

ここでは、私はちょっと回避的かもしれませんが、減反なんかやめたと。もうこれからみんな作って、行政と農協で一斉に米の販売に出ますよというくらいの構えがあって然るべきだと思うのです。ここの農民はやはり、既に「魚沼コシヒカリは過去の栄光か」なんて言う人もいますからね。私はここはもうひとつ政府の減反政策がどうのこうのということではなくて、やはりこのブランドを守るという立場で、もう少し厳しい態度があってよいのでは

ないかというふうに思うわけであります。そこでまたこのことについてもう一回お聞きをいたします。

2 消費生活相談窓口の強化を

それから消費生活センターの窓口。これは多重債務者34人も対応をして相談に乗ったということで、すごいことですね。34人の方、相談を担当された方はわかると思いますけれど、本当に相談される方は死ぬ思いですから。それが34人もいて、相談を受けてそれが一定の解決をみたということ。これは素晴らしいことだと思います。

私はこの方向をぜひ、発展させてもらいたいと思うわけでありますが、そういう意味で貸付制度は、確かに多重債務者であるわけで破産状態であるわけですから、そこへ金貸し付けてどうするのだ。取れるわけではないではないか、ということはあるかもしれませんが、やはりその人が働いて給料を貰っている以上、やはり返済計画を立てながら当面する生活資金は貸付ける、というぐらいのことはやるべきだと思うのです。ここをもう一度お聞きするものがあります。

教育。これは学校でどうか、家庭でやれという。一般的にそんなことは常識的に覚えることではないかというふうに言われますが、この多重債務は今ではもう非常に複雑ですよ。カードローンもありますし、ついつい知らない間に自分が多重債務者になっているという相談を受けたことがあります。非常にそうした今の金融の仕組みは複雑ですから、そういうことについての、常識的なアドバイスをどこかでやる機会を、やはり作るべきだというふうに思うわけであります。進んでいる市町村では、担当が出前でそうした金融情勢について講義をするところもあるそうです。ぜひひとつ、ここはもう一度お考え願いたいと思います。

ヤミ金の撲滅、これは市長の言われたとおりでよろしいかと思えます。ぜひひとつこれはいろいろなキャンペーンも含めながら、これをなんとしてもなくしていくということが大事ではないかと思えますので、以上についてもう一回お願いいたします。

市長 再質問にお答えいたします。

1 農業情勢について

ミニマム・アクセス米そのものに限りませんけれども、今の農政をもっときちんとした対応ということをやっていかなければならないということは常々申し上げております。私たちは私たちの地域のことだけを考えますと、今まで行ってきたことはとにかくこの制度は制度としてその中で、我々の地域にどれだけ米が余計作付けできるか、このことを追求してきたわけであります。その成果がようやく、県間調整というところまで現れたということであります。

ミニマム・アクセス米は輸入しなくていいことであれば、これは非常にいいことですので。農業をある意味で若干犠牲にして、工業製品の輸出という部分にこの問題がかかっているわけであります。ですので、日本の国全体が、やはり農業が国の基本だと。農は国の基という言葉がありますけれども、そこに一度立ち返っていただけるように、これは機会あるごとに申し上げて行かなければならないと思っております。

魚沼米の関係であります。認識が甘いということでありますけれども、甘いかどうかは別にいたしまして、価格そのものが3万円がいいのか、3万5,000円がいいのか、2万5,000円がいいのかという。これは高いほどがいいということでしょうけれども、やはりある意味で高過ぎますと、これはどうしても買い控えということが出ますので、適正価格で安定してという部分が私は必要だと思っています。その価格がいくらでいいのかというのは、ちょっと私も今ここで申し上げるべきではないと思っておりますけれども、2万5,000円部分ぐらいは、そう悪い価格ではないというふうには思っております。

私はちょっと今わかりませんでした。新潟一般コシが2万3,500円で取引されているということですか・・・(「2万3,112円」の声あり)これは去年の政府が買い入れたその反動部分で、ということではないかと思うのですけれども、これがずっと維持されるようですと、当然私たちの魚沼産コシヒカリとほぼ同じだなんてことは普通あり得ないわけでありまして。これから魚沼産コシヒカリがどの程度の価格をつけるのか、これを見守っていかなければなりません。

いずれにいたしましても、全農にそっくり委託販売ということでは、どうしても価格の部分というのはそうそう上昇が見込めないわけでありまして、個別販売といいますが、そちらの方に力を入れていこうと。ありがたいことは、やはり私たちどこに出かけても、全国どこに行っても、魚沼産コシヒカリを知らない人はいません。もう本当に「我々にとっては夢のような米だ」とか、「新潟県の皆さんはそういう米が作れて、売れていいな」とか。本当に魚沼産コシの名前は知らない人はいませんが、その中心地である南魚沼というのは割合と知らない。こういうことがありますので、これをもっともっと一生懸命「天地人」も絡めて売り出して行きたい。

そしてやはり全国から大勢の皆さんがおいでいただくこの国体や、「天地人」のイベントというのは、非常に素晴らしいことでもありますので、これを機会にまた魚沼産コシヒカリの素晴らしさを皆さんから知っていただいて、個別販売をもっともっと増やしていくと、そういう方向に持って行きたいと思っております。

価格の上下、乱高下については、なかなか我々の力が及ぶところではなくて、入札で決定をされるという部分でありますので、非常にある意味では投機的な部分でありますので、これは今の制度そのものがそれでいいのかどうなのか。ちょっと私はわかりませんが、ここまで我々がとても言及することにはなりませんけれども要は美味しく安全な米をきちんと作って消費者の皆さんに届けると。このことにまずは徹していかなければならないと思っております。

2 消費生活相談窓口の強化を

多重債務のこの相談の件で、この方向はやはりきちんと堅持しながら、まだまだ確か、氷山の一角とは言いませんけれど、もう少し裾は広いのだなという感じはしております。皆さん方からとにもかくにも相談においでいただかなければ、その解決の糸口は出てまいりませんので、広く呼びかけながら相談においでいただくように、この体制はきちんと維持してい

きたいと思っております。

貸付金につきましては、先ほど触れましたように非常に難しい、バランス的に難しい部分がありますけれども今ちょっとここでは答えられない。やるとかやらないとかということについては、答えが出てきかねますので、しばらくの間考えさせていただきたいと思っております。

私は周知について、学校教育の中でという部分に疑問があるというのは・・・いわゆる今の金融制度が複雑になっていると。これは別にそうことではなく、借金というお金を借りるというこの意味をいちいち学校で教えなければならないのかという、そういう疑問もちょっとありますよということなのです。

要は、借金をしなければこういうことにならないわけでありまして。手口が複雑化しているとかそれ以前の問題ですので。知らないうちに借金が増えていたなんていうことは、それはいろいろカードがどうかこうとかありましようけれど、要はその借金をするというその部分をもっと家庭の中でも、いい借金と悪い借金があるわけですから、そういうことをきちんと家庭でも教育すべきだと。学校の中でも、これは借金についての教育なんてことはしないにしても、折に触れ、今のヤミ金とかそういうことは世間の話題になっているわけですので、学校の中でも話は当然出して行っても然るべきだと思います。ただ、教育としてそういうことは非常に無理があるのではないかという気がしております。以上でございます。

笹木信治君 1 農業情勢について

一点だけお聞きしますが、魚沼米。これは農民は、日本一だ、うまいと、美味しいと言われるだけでは嬉しくないわけですね。やはりそう言われたらそれだけのものを受け取らなければ。例えば今、市長は2万5,000円ぐらいが適当ではないかというような話をされましたが、個人でやっている方は3万円以上で売っている方もあります。それは個人はいろいろでしょうけれども。

仮に60キロ当たりの金を余計に受け取るとか、あるいは他の例えば蒲原辺りの農家では10俵売れるところを、南魚沼には15俵売れるとか。例えば作付けについて、需要が多くてどんどん作らなければ間に合わないとか、そういう利益があった場合に、農家の人は「ああ、日本一。さすがブランド米」という喜びを感じることができるのです。値段が同じで量も作るな、名前だけではあまりやはり嬉しくない。そこをやはり解決するのが、行政やJAの仕事だと思うのです。

確かに値段は乱高下しています。政府が価格の下支えがない中では、市長が言われるように明日どうなるかわかりません。しかし私は、であればこそJAと行政がどこかタイアップして、個人がやっているような、やはり魚沼米を本当に前面に打ち出してもう売り出すと、そういうシステム作り。広域的にはそういう話し合いもあるという話が、21番議員の質問にも答弁されておりました。私はやはり、そうした取り組みを本当に今、進めていって体制を作らないと。

政府は今、米不足が当然もうかなりのものになっていますから、米やなんかも上がってい

ますから米の需要増えています。どんどん増えていますから、当然来年あたりからは、私は減反を一部見直すような動きも出てくると思います。やはりそこを先取りして、減反も一定のところではもう、市独自で減らしていくというぐらいの構えがあってもいいのではないかというふうに思うわけでありまして。そこをもう1点お聞きして終わりにしたいと思っております。ありがとうございました。

市長 1 農業情勢について

お答えいたしますが、価格面。おっしゃるとおり名前だけあって実態がほとんどないということでは、これは困るわけでありまして。当然名声があって、その上にきちんとした価格も維持をされて、そして皆さんから喜んでもらう。これが当然でありますけれども、価格が高いからいいという問題ではない。

あまり高過ぎますと、一時2～3年前ですか、3万5,000円ぐらいのことがあったわけでありまして。もう買い控えが入りました。今はやはりこういう国、世界的にもそうでしょうか、情勢ですので、ある一部の方を除けばとて3万円、3万5,000円になれば、食べたいけれど食べなくて安い米でいいやと。北海道の方のきららですか、それが今、相当伸ばしておりますけれども。

そういう面で、安くて美味しいという米にはやはり脅威を感じるわけでありまして、我々は、味をまず。味と安全性ですね、これにきちんとした対応していくということがまず一番でありますし、できればそれは価格も高い方が望ましいわけでありまして、そういう面については努力していこうと思っております。

減反のやめることを先取り・・・いろいろ農政の先取りをせよということでありまして。そういう気持ちで取り組んではまいりますが、やはりひとつの自治体といたしますと、全く違った対応は非常に打ち出し難い。全国的な問題であります。ですので、先ほど言いました県間調整というのは、これは確か相当先進的な取り組みだと思っております。

そういうことを駆使しながら、目指すべきところは減反のない米作り。ということを目指してやろうと思っておりますのでいい知恵がございましたら。何でもかんでもみんな国と反対方向を向けなければいい知恵が 方向は同じだけれどこういう知恵があるぞというようなこともまた、ご教授いただければ大変ありがたいと思っておりますが、よろしくお願いたします。

議長 質問順位10番、議席番号9番・遠山力君。

遠山 力君 今こそ南魚沼市民の心棒をつくれ

私は皆して南魚沼市民かたぎを作ろうではないかという今日の質問ができることを大変喜んでおります。大変プラス思考の質問でありますので、プラス思考で聞いていただきまして、プラス思考の答弁をお願いしたいものであります。それでは通告によりまして質問をいたします。

上杉景勝公、直江兼続公のふるさと、私たちのこの南魚沼市は日本の原風景として物語の大切な節目、節目に登場するという大河ドラマ「天地人」。私たちの町の景観、景色がよいこ

とは誰もが認めているところであります。が、人についてはどのように描かれるのでしょうか。もちろん今の市民、我々に受け継がれているよいところがいっぱい出てくるものと期待しています。ですが、少しく面映いところや照れくさいところが出てくるのではないのでしょうか。

市長は昨年6月議会の一般質問でこの千歳一遇のチャンスを町の活性化に生かすとともに、教育にも生かしていきたいとの答弁でありました。今はそれどころの候ではないのだと、ほんの少しでもあなたの脳裏を横切ったとしたら、それは義の心を凌駕したものであって、兼続公ががっかりするのではないかと思います。今の瞬間の率直な感想を聞かせたいものです。

私はいくら忙しい最中であっても心の問題、南魚沼市民の心棒を作ることについても、今が千歳一遇のチャンスであろうと思っています。今でも南魚沼市には立派な市民憲章がありますから、屋上屋をかけるのかという議論は当然あるかと思っています。が、しかし、市民憲章は崇高な理念であり、理想でありますから、あまりにも大きすぎて具体的には実感しにくい、いわば空気のようなものと私は感じています。しかし、これから申し上げる南魚沼市の心棒　もちろんこれは心棒というのは仮称でありましていい名前が考えられるべきであります　これは義と仁愛の心の大切さを示し、市民の心の目標、行動の指標となりうるものだろうとっております。日々の生活の中で心がけることが自らの品格の形成に資するものだと思っております。

しからは、南魚沼市民の心棒とは一体何なんだと言いますと、「お六の心」でありましょう。景勝公、兼続公の生き方の原点は幼少時代を過ごしたこのふるさとにあったことでしょう。両公が生涯にわたって貫いた人の道のいくつかを南魚沼市民かたぎを形成するものとして、箇条書きにまとめるものです。例えば通告書にも例がありますけれども通告書の例とは少し違いますが、小中学生向けには、曰く、南魚沼っ子はと冠し、1つ、卑怯なことはしません。1つ、のめしはしません。1つ、悪い言葉は使いませんとか、1つ、嘘つきにはなりませんとか、あるいは1つ、時間を守りますとか、そして1つ、笑顔で挨拶をしますなどが考えられます。この例示はお六だから6つ並べただけでどうというものではないのですが、どういうものをいくつにするかということは十分に検討されるべきでしょう。

小中学生より上の大人向けには、南魚沼市民は、と冠して、前記の6項目をつけます。どこかで目にしたような　そうです、これは会津若松市の10の掟、「あいづっこ宣言」を勝手に参考にしました。

テレビの都道府県を面白く紹介する番組で、石川県民は「若い力」を踊ることができるというのがあってびっくりしました。昭和22年、第2回国民体育大会のときに作られた国体の歌だそうです。開催県である石川県では振り付けをして、それ以来小学校の運動会で踊っていたのだそうです。そしてこのたびのテレビで石川県民はみんなが若い力を踊ることができるというふうに紹介されていました。あちこちインタビューしたらやはりそうだったので。

これが60年におよぶ継続の力であります。会津若松の10の掟は、江戸時代の藩士の子

弟の地域子ども会のようなものの約束事であります。明治まで連綿と続けられました。そしてその後、10歳になると藩校、日新館という藩校に通い、そして16歳になると白虎隊へ行って鍛えられたということであります。会津人の人格、かたぎを形成する心棒となってきたものと思われまます。

そして「あいづっこ宣言」は平成14年1月に会津若松市青少年育成市民会議から提言がなされ、5月から活動が始まったものです。今回の議会でも秋葉原の事件とかいろいろのことが言われておりますけれども、この当時、会津若松でも同じようなことがありまして、青少年育成市民会議というのが結成され、どうしたらいいものだろうかと議論されてできたものであります。その根っこには10の掟があったことは確かであります。内容がそっくりだからであります。しかし、中には時代にそぐわないので割愛された項目もあります。この「あいづっこ宣言」活動はこれから何十年も先まで続けられていき、会津かたぎを持った人の育成に大きな成果が上がるものと思われまます。

翻って、我が市が似たようなことを始めても、これはいかにも二番煎じ、三番煎じではないかと思えることは否めません。が、それでも結構ではないですか。たとえ人の振り見てであつても思ったときがチャンスであります。我が町でもと思っている首長さんは全国に大勢おいでだと思ふのです。しかし、そのまちではきっかけが難しい。つまり天の時が到来しないのであります。そしてかずけぐさがない。つまり地の理というべきものがなかなか見つからないところが多いと思ひます。だから、そうはしたい、そういうことをしたいと思ふけれども、特色ある地域を作ってなんとかかんとかというふうに抽象的な表現で、あとは学校にお願いしていると言わざるを得ないところがあるのではないのでしょうかと、これは私が勝手に想像するところでありまます。

しかし、我が市においては景勝公、兼続公が表舞台に躍り出た今が天のときではないかと思ひます。そして両公が生まれ育ち、人格を練り上げた場所がここ南魚沼市であり、これに勝る地の理はありません。市長は教育に生かすと答弁しているのですから、このような生かし方についてのお考えを伺ひます。しつこくなりますが、大河ドラマ天地人において、日本の原風景として紹介される今こそ、市民と一緒に心棒づくりをするべきときだと思ひますが、いかがでしょうか。市民こそって唱和し、景勝公、兼続公の心を我が心となるように努めたならば、この南魚沼市が何十年か先には本当の市民自身も面映くない、日本人の心の原風景に近づけるのではないのでしょうか。

ここで市長に答弁をしてもらいたい部分を整理してみます。まず、今はそれどころの候ではないのだとは思ひませんでしたか。次にこの千歳一遇のチャンスを教育に生かすということについて、具体的にいつからどうするのかお伺ひします。また、仮称、市民の心の心棒、これを作って市民に浸透させることについてのこの提案をどのように受け取られましたか。そして、どのようなかたちであれ日本の原風景と表されたことをきっかけにして、正義感とおもてなしの心をしっかりと持った南魚沼人を増やしていくことが、ひいては来訪者の評判もよくなり、市民の自信にもなり、誇りになり、市の活性化につながり、そして市が元気に

なるというこの論法をどうお考えでしょうか。以上であります。ありがとうございました。

市長 遠山議員の質問にお答えいたします。

今こそ南魚沼市民の心棒をつくれ

最初に後段の市長どう思ったというところからまずお答えいたしますけれども、今はそれどころではないと思ったかどうか。別に全くそういうことは思ったわけではございませんし、時期を捉えた素晴らしい提案であるというふうには思っております。それから教育に生かすのはいつからか。これはもう教育に生かすということで副読本とかそういうことを学校にもう配付を始めましたし、後ほども述べますけれども伝世館につきましては、当然来年度の観光客への対応ということもありますけれども、なぜ伝世館を建設するかというと、これはその際にも申し上げましたが未来永劫に直江兼続公の偉大さを伝えるとともに、やはりその域に南魚沼市民、子どもも含めて近づいていただきたい。そのための伝世館だということでありますので、これは全く教育的な見地も相当入っているわけであります。そういうことで教育にはきちんと生かしていきたいと思っております。

おもてなしから含めて兼続公の心「義」と「愛」の心、これをおいでいただいた皆さん方にきちんと表現していくという、これはもう一番大事なことでありますから。これがなければ心がこもったということにはなりませんので、来年のお客さんに対しては非常に失礼にもなりますし、リピーターにもならないということは十分に感じておりますので、これがまず一番大事。それと一緒に大事なのが本物を提供していただくということであります。この二つはきちんと守っていただかないと大変なことになる。逆効果になるという思いが今も私はございますので、これから市民の皆さんも含めて、それぞれの関係者の皆さんにこのことだけは強く訴えていかなければならないと思っております。

いろいろ市民憲章やそういうことについて、今、議員おっしゃっていただいたようなことも含めてこれをどう浸透させていくか。浸透させることについてどう思うか。これは作ったからには浸透させるということが大前提でありますから、あらゆる機会を通じてこのことを申し上げたり、そういうことをやっていかなければならないと思っております。これはちょっと抽象論であります。

さて、兼続公、景勝公の部分についてはもう省かせていただきます。これはもう言うまでもございませんので。今この世の中といいますか今の日本の世情、昔は「衣食足りて礼節を知る」という言葉があります。今は「衣食住が足りても礼節が全然身につかない」という部分も非常に多く見受けられますので、昔の諺といいますかそういうことが即通用するかということになりますと、非常に通用しづらい世の中になっている。しかし、それが本来の日本人の持ち続けてきた心でありますので、原点はそこになっていくのだらうと思っております。

そういう面で兼続、景勝両公の残した形跡、あるいは実績、気持ち、心、これは本当に大切なことであります。私はいつも、我々はそのDNAを受け継いでいるのだということを申し上げておりますので、その上にまた品格というのを求められると非常に難しいわけありますけれども、義の精神、愛の精神くらいはきちんとDNAとして受け継いでいるというふ

うに思っております。これをまた我々が後世に伝えていかなければならないわけで、おっしゃるとおりであります。

そこで、この市民憲章が、議員おっしゃるには非常に高尚過ぎて空気みたいだとかいう話ですけども、私たち南魚沼市民は人間を大切にします。自然を大切にします。ものづくりを大切にします。高尚でしょうか。全く具体的で非常にわかりやすいと思うのですが、まあこれはそうだと。

それから市歌、市の歌をこの10月1日に作って発表させていただきます。遠藤実先生作曲、いではく先生の補作であります。先般64通の応募のなかから最優秀1点、優秀2点の選定作業を終了させていただいたところであります。それを遠藤先生のところに送付しまして、また詩の面についても曲の面についてもそれぞれ、曲はこれからつけるわけであります。作詞の部分についてはまたある程度手直しが入ってくるだろうと。非常に南魚沼市民の誇りと希望を歌っている歌詞でありまして、私はやはりこういうことをまずきちんとやっていると。歌の方が市民の皆さんの中にずっと入りこみやすいわけです。ですので、この市歌が作成されましたら、それこそ学校でもいろいろのイベントでも、ありとあらゆる機会にこの歌を流して、そして市民の皆さんからまずこれを覚えてもらう。そしてその持つ意味はそう難しい言葉ではございません。今議員がおっしゃったようなことが全部散りばめられているわけですので、それをきちんと浸透させていくことが大前提だと思っております。

そういうことですので、議員ちょっとおっしゃっていただきましたように、屋上屋を重ねるような部分、何ていいますかその10か条とか、6か条だとかということについては、今私の方で新たに作成をして市民の皆さん方からそれをきちんと斉唱してもらうとか、気持ちの中に組みこんでもらうということについては、ちょっとまだ決断できかねているという部分であります。市民憲章と市歌、そして伝世館のあり方、それらである程度対応できるのではないかという思いがありますので。

心棒といいますか心棒的な部分をきちんとつくるということは大賛成であります。市民が市民としての誇り、これを持っていただかなければ何事もうまくいかないということだと思っておりますので、そういう面ではきちんとやらせていただきたいと思います。が、新たに心棒たる部分を作成をして、今後また配布あるいは浸透させるということについては、ちょっと躊躇せざるを得ないというのが現在の心境でありますので、よろしくお願い申し上げます。

遠山 力君 今こそ南魚沼市民の心棒をつくれ

この間、ある観光関係の方から伺ったのですが、山形県では小学校でおもてなしの心を教えるようにしたそうです。先ほどの話の中で借金の教育のことありましたけれども、今は子どもの頃からそういうものを教えることが必要なのではないかと私は思うのですが、それについてのお考えを。と言いますのは、先ほど私が言いましたのは、歌の中に私のお話のものが散りばめられているならばそれはそれでいいのですが、それを継続して何十年続けていくことによって市民に浸透する効果があると。

昨日の議論にもありましたけれども、大人の中には聞く耳を持たない方がいる、家庭に入り込めない。そういうことがありまして、何かするというとそれがネックだ。聞いて欲しい方は来ない。聞いて欲しくない 聞いて欲しくない人はいないのですが、普通の人にはみんな聞こえているのだけれども、聞いて欲しい方には門前払いとか家庭に入り込めない。それを子どもたちだったら全員に同じような教育ができるわけですから、年月、継続の力というものについて市長のお考えを伺いたいと思います。

それからDNAという話が出ましたけれども、これもある方から聞いたのですが、お前たちのところは観光地や門前町と違っておもてなしの心というのがDNAとして入っていないのだということをおっしゃいました。だから外から来る人に対しても最初はどうしても警戒心といいますかそういうものがあって、それを直すには長い年月をかけなければならないし、不断の努力が必要なのだということをおっしゃいました。そこら辺についての市長のお考えを伺います。そこだけ伺います。以上です。

市長 今こそ南魚沼市民の心棒をつくれ

再質問にお答えいたします。学校でおもてなしであればおもてなしという、その心や部分をきちんと授業として取り入れているのかどうか分かりませんが、やるというそれはいいことだと思います。いわゆるもてなしなんていう部分 なんてと言うちょっと失礼ですが

そういう部分はある意味で家庭の中でもてなしはどうしろ、こうしろなどということが言える部分でもありませんし、県全体が観光といいますかそういうことの中でこのことが大切だ、だからこれを子どものときからきちんと教えていこうと。それはそれで結構です。借金の問題と全く違いますので。

ですから、それはそれで結構だと思いますが、では我々の市ですぐ取り入れるということになりますと、これは教育委員会と相談したこともございませんので非常に難しい部分があるだろうと思っております。何事もやはりある意味で継続というのは大事です。特にこういう人々の心にきちんと残ってそれが受け継がれていくというようなことは、今おっしゃっていただいたように3年や5年でできることではありませんので、20年、30年、50年と長い年月が必要だという、これはもう十分そうだと思います。そう思えば思うほど市の歌とか憲章とかというのは、これはもうやはりきちんと受け継がれていくと思いますし、理解いただけると思うのです。

あれもこれもいっぱい出しますと結局どこか忘れていく、こっちだとかあっちだとか。ですから憲章と市歌、これに絞ってこの部分を当然でありますけれども長く長く南魚沼市に浸透させ伝えていかなければならないという思いだと思っております。遠山議員のおっしゃることが悪いという意味ではなくて、そんなところで。ですからもしあれだったら本当はこの市民憲章を作るときにそういう発案をしてもらえばもうちょっと・・・(「呼ばれなかったから」の声あり)

DNA関係のことは、これはおっしゃったとおりだと思います。私たちの地域はいわゆるお客様を常に受け入れてやっていくという姿勢というのは、確かにそうなかった。ですから

愛想よく皆さんにもてなしをするというのは、非常に苦手の部分というのはあると思います。受け継がれているのは義と愛であります。義と愛。その部分です。ですので、それを生かしながらおもてなしという気持ちをきちんと持っていただいて、将来的にはそれがDNAとして残るくらいにはやはりきちんとやっていかなければならない。そういう思いでありますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ここで昼食のため休憩といたします。再開は1時15分といたします。
(午後12時07分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
(午後1時15分)

議 長 質問順位11番、議席番号18番・岩野松君。

岩野松君 2日目の午後の1番でまことに睡魔の襲う時間かと思いますが、一生懸命やりますのでよろしくお願い致します。

1 後期高齢者医療は廃止しかない

1点目は後期高齢者医療制度の問題ですが、私は廃止しかないと思っております。しかも4月からこれが実施され年金天引きが行われましたが、国民の怒りは益々極まり、しかも家族もそれによって崩れてきているのではないかという点で質問いたします。

後期高齢者医療保険料が2度目の年金天引きが行われました。国民の怒りは益々膨れあがり、止むことがない状態ではないでしょうか。この制度は75歳で区別され、医療の中身も悪くなり差別される。開始されてからも益々反対が強くなり国民の6割を超える人たちが反対しているとも言われています。

開始前は低所得者層は安くなるということが触れ込みでしたが、ほとんどの方は値上げになりました。少ない年金者でも世帯主に一定額の収入があると均等割りというか平均割りの保険料がとられ、ある方で年30万円の年金者でも介護保険と合わせると月1万円も天引きされるという方に会いました。そして今まで扶養されていた方も徴収される。病院の入院も3ヵ月で追い出され、頼みの綱であった療養型病床群の施設も半分に減らされる。本当に行き場のない病人も増えています。

医師会でも新潟県を含めてこの内容がはっきりわかるにつれて反対の立場をはっきりしてきました。勉強会さえしない県も多くあると聞いております。私は廃止しかないと思っておりますが、市長は先月の臨時議会では必要であると言われました。訳をお聞かせください。

実は市内のある高齢者が自殺未遂を行い、たまたま帰省していた医師の素早い対応で一命はとりとめましたが、その医師が私におっしゃいました。今年の年寄りには本当に肩身の狭い思いで同居している人が多い。夏場は草取りなどでちっとは若手の役にも立つので相手の気持ちも和らぐが、冬を迎える頃になるとまた意地悪が始まる。今年は特に原油高騰に始まり、あらゆる生活品が値上がりし、家計のやりくりが大変になっている。だからなおさらではないでしょうか。一日中電気をつけ、こたつに入り、ストーブをつけ、そしてテレビにとらめっこをしているお年寄りの行動は、本当に目に余るということらしいです。そこへもってき

て、国の政策の後期高齢者医療制度で益々「俺ははあいらん者だ」ということが強くなり、死に至ったんだと言われました。

家庭内でも疎んじられ、国までも姥捨て制度でいらないとつきつけられるこの制度、本当に廃止すべきと思いませんか。今の高齢者は戦中戦後と日本の一番大事な大変な時期を背負って、日本を支えてきてくれました。わずかな余命をこんな暗い奈落の底に落とすような国の制度は本当に許せません。市長、いかがお考えでしょうか。

2 環境行動計画に提案する（CO2削減提案）

二つ目は環境行動計画に提案するという意味で、CO2削減で質問いたします。私は元々原子力発電には反対の立場で、それに代わる熱源がないかということをお一人でも模索はしていたのですけれども、それに対するものがまだまだはっきりと見えていない状況でもあります。今、国のCO2削減に対してははっきりせず、個人任せ、企業任せのような状況だと思っていますけれども、南魚沼市では自らの行動計画作成はこの6月に作られて、私、見させていただきました。こういう素早い対応は評価できますし、数値目標の数字が実現できるように努力も期待したいと思います。

その1点目に、庁舎の自動車を電気自動車でできないかということなのです。実は6月2日付の日経新聞に郵便事業会社、郵便局が全車両を電気自動車に切り替える記事が私の目に飛び込んできました。環境問題が深刻化することと原油価格の高騰への対応とありました。2万1,000台の買い替えを8年程度で進めたいとしています。メーカーの開発競争を促し、郵便局に充電所を設け、一般の利用も検討していると言います。

私これに便乗するわけではないのですけれども、市内のみを走る、特に介護の問題とかそういう公用車をそのように切り替えられないか。そしてもう1点は高速道路などを利用しない、特に高齢者などの買い替えに電気自動車を促し、それにメリットを賦課するような推進策も図れないかという提案であります。

もう1点目は省エネの雪活用に助成ができないかということです。私は14～15年前に十日町のあるお宅に夏のいろりがあるということで、行かないかと誘われてお邪魔をしました。アルミに確か囲まれた全くの小屋風でしたけれども、入ってびっくりしました。雪室でございます。半そででは寒いくらいでしたがとても爽やかでした。よい経験をさせてもらったと私はそのとき思いましたが、10月頃までその雪はあるとのこととその家ではクーラーや冷蔵庫はいらぬというお話でございました。現在これを利用した振興局や酒蔵、それから製麺所などでは利用、活用されていますが、家庭でも屋根雪の落下式などで、夏場もこのように利用できる施策に市が助成することはできないか。そして省エネの町がよりアピールできるのではないかという提案であります。

すべて助成に頼る施策が万能というわけではありませんけれども、とにかく新しいことにはそうやってアピールすることは非常に効果があると私は思っています。先の質問者も戦乱の世で義と愛の精神を貫いたあの兼続公を育んだこの南魚沼市として、義と愛の人づくりと、そして環境に力点をおいたまちづくり。これを日本全国にアピール、イメージするのはいか

がかという提案でございます。私の質問、第1回目は以上で終わらせていただきます。答弁によっては2回目もよろしく申し上げます。

市長 岩野議員の質問にお答えいたします。

1 後期高齢者医療は廃止しかない

後期高齢者医療制度の問題であります。この後期高齢者医療制度、このことは高齢化、あるいは少子化、少子高齢化ということの社会が急速に進展して、この高齢者の医療をどう考えるか。こういう中で老人保険制度ではやはり様々な問題点があって、この制度改正の必要については10年来いろいろ議論をされてきたところであります。この後期高齢者医療制度も2年、3年くらい前にもう制度としては決定しておったということでもあります。

ひとつは現役世代と高齢者の費用負担が明確でないということ。それから財政的支援をしている健康保険がどこまで負担していいのかわからないと、こういう負担感の問題もあったわけでありまして、高齢者の多くは国保に加入しているのが実態であります。保険料を負担していましたが給付との関係が不明確である。

そしてその家族崩壊という問題をおっしゃる方がいらっしゃいますけれども、いわゆる同居していらっしゃる皆さん方は国保についてはほとんどが世帯主課税でありますから、いわゆる世帯主がこの国保料を払っていたわけです。ですから同居しているお年寄りの皆さん方はその分といって世帯主に渡してあれば別ですけれども、そうでなければ、その中で一緒にやっていただく。今度は高齢者の方の年金から天引きするということですから、家庭が崩壊するなんていうことはその反対だと思っております。

年寄りが疎んじられている。電気ばかり使っている、テレビばかり観ているとか、そういうことはどこから不満が出るかと言いますと、変な話ですけれども仕事もしないでぶらぶらしていて、電気料もくっている、まんまも食っていると、こうなる。今度はでは、例えば後期高齢者医療制度、いわゆる自分の保険料を自分の年金から天引きしてするわけですから、家族の皆さんにとっては負担減になるわけです。そこがなぜ家族崩壊になるのか私はわからない。

ネーミングとかその年金天引きということで非常に批判を浴びている制度であります。特にこのネーミングが、75歳以上ということと、後期高齢者というそういう区分をしたというこのことに、いろいろ扇動的な部分もあったわけですが、ちょっと私は今の皆さん方の怒り方がいわゆるちょっとポピュリズム的というか、そういうことがちょっと感じられます。

本当にこの制度が必要ないか。これはやはり若い皆さん方からも含めると、いつまでも青天井みたいな医療費をすべて若い人たちが賄っていくなんていうことはできないわけですから。まして子どもの数が減って少子化が進んでいる。そういう中で将来の若い皆さん方の負担がやはりある程度かたちが見えて、この辺までは大丈夫だとか、そういうことが見えなければそれこそこの医療保険制度というのは全く崩壊してしまう。

しかも、すべての保険の中でこれを総合的に助け合っていこうということですから、制度

として私は悪いということではない。やり方やネーミングや天引きも含めたそういうやり方も含めて、そういうことにやはりちょっと配慮が足らなかったということだと思っております。この制度そのものを根幹からもう一度全部やり直して崩していくということには、私は賛成をできることではありません。

考えてみていただきますと、これは都道府県単位にしたというのも、弱小といえますか小規模の町村は国保税ずっと賄っていきますともものすごい負担になるわけです。これはおわかりだと思います。これを県全体の中でプールをして、そしてある程度一定額の範囲で納められるようにしようということですから、これもやはり制度としては 私たちの地域ではいつも申し上げておりますけれども今まで非常に医療費が安い地域でありましたので、この支援金を拠出する額が今までの老人保険医療費に拠出する額より多くなるわけですから、ある意味では負担増なのです。しかしながら県全体を考えれば、これもある程度一定額はやむを得ないということの中でこの制度には参加してきたわけであります。ですから双方で互いに助け合う互助の精神、これこそがまさに義と愛でありまして、省エネの方の義と愛はまた後でいきますけれども、そういうことだと思っているのです。

しかし、国民世論は非常に今これを何ていいますか。廃止するという議論につきましては、今日の朝日新聞の世論調査に出ておりましたけれども、もう廃止をすべきだという議論と、いや制度そのものはやはりある程度かたちとしてはわかるのでいろいろな部分を手直しをなささいという、こういう意見が拮抗していますね。冷静になって考えますと、一時的にはものすごい怒りで燃え上がってそのまま突っ走ったという、そういうことだったと思えますけれども。

ですので、私はこの枠組みといえますか、考え方、理念はやはり残すべき。そしてこの制度は残すべき。ただ、やり方をもう少しきちんと、そして皆さん方から納得いただけるようなかたちにしていく。

そこで今、政府の方ではいろいろ批判も出ましたし、選挙でも負けていますので非常に見直しが始まっているわけであります。具体的には保険料の軽減対策、7割軽減の世帯のうちの後期高齢者医療制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下の世帯については9割軽減です。そして所得割りを負担する方のうち、所得の低い方、年収210万円程度までについて、50パーセント程度の軽減。それから保険料の徴収方法については、年金からの天引きの代わりに口座振替これらによって納付していただくこと。そして連帯納税義務者 これは世帯主や配偶者でありますけれども がいる場合は、その口座振替によっても納入ができるようなことに一応制度を改正しているところであります。

これからまだ検討すべき課題としては、保険料の軽減判定を個人単位で行っていく。これは世帯でなくて。そして保険料の年金からの徴収の対象要件は年金額18万円以上だということになっていきますがこの引き上げ。それから被扶養者の年金からの徴収の是非、そのあり方。それから70歳から74歳の、いわゆる前期高齢者と言われております自己負担の増が1割か2割になっているわけですが、その被用者保険の被扶養者の保険料負担につい

ては平成21年度以降の扱い。こういうふうになって今、見直しを進めたり検討を始めたりしているところであります。

後期高齢者医療制度、これはネーミングも含めて高齢者のネーミングはちょっとまずいという方です。私は特別、後期高齢者、前期高齢者ということが逆な部分で、言われてみればあったかという感覚でしたけれども、非常にそのことに強い怒りを感じていらっしゃる方がいらっしゃいますので、我々がその年齢に達していないという部分もあったので、反省をしなければならぬと思います。特に、高齢者というのはずっとやってきたわけです。それに後期と前期をつけたと、このことに非常に問題があるし、年齢で区切ったということにも問題があるわけでしょう。その辺はやはり国民感情にもっと配慮すべきだったなと思っておりますけれども。

いろいろ申し上げましても、とにかく高齢者の医療、これをご本人も含めて国民全体で分かち合って、そして高齢者の医療を守ると。このことが基本理念でありますので、制度まで全部廃止をしるということにはどうも賛成しかねるというのが今の私の考え方です。別に立場は超えて、市長という立場だからそうだとということではありません。考え方の。

2 環境行動計画に提案する（CO2削減提案）

環境行動計画の関係であります。今現在市に、環境に配慮した車といいますが、これはハイブリッド車が2台あるそうです。1台は本庁、1台は大和病院にハイブリッド車を配置してあるようではありますが、これからやはり市の車の購入替え、これらについては十分このことを念頭におきながら環境に優しい車を市が率先して採用していくということはやっていかなければならないと思っております。

問題はやはり単価、価格の高さ。そして例えば電気自動車ということになりますと、充電する施設が今はスタンドはないですね。庁舎で充電可能な電気自動車やそういうものがあれば、またそれなりに対応していきたいと思っております。それから市内にスタンドがありますLPガスの自動車、これはタクシー会社等が割合と採用してありましたけれども、市民への啓発も含めて、購入の検討も進めていきたいと思っております。

省エネ雪活用に助成をということでもあります。これは雪ばかりではなくて、地下水の熱だとか太陽熱、空気熱、いろいろ利用するシステムがございます。私どものところは雪がある意味では恵みの雪でありまして、これを利用することは本当に素晴らしいことだと思っております。ただ、これをどういうことに、どういう施設にどう助成をするかということは非常に難しい問題がございますので、検討はいたします。雪を活用した部分ということに限っての検討になるのか、あるいは雪も含めた新しいエネルギーの活用をする部分にということになるのか、これはちょっとわかりませんが、国の方でもいろいろ補助制度がございますので、それらの関連ともあわせて検討を進めてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

義と愛を忘れましたが、これにも義と愛を生かしながらやっていこうと思っております。

岩野 松君 1 後期高齢者医療は廃止しかない

後期高齢者の話ですが、市長は負担の問題とかそれから少子高齢化の現状の中では今の制度が役に立つというか、必ずしもあれでないというふうな言われ方をしています。ちょっと私視点が違うのですけれども、日本の国は企業や大金持ちに非常に甘い国だというふうに言われています。今ここにあるデータを見ましても、どれくらいの税金を社会保障予算、占めているかというところでも、ヨーロッパでは企業負担をもっと増やしている。日本は約26.9パーセントですが、フランス、それからイタリアなどは45～46パーセント。そしてスウェーデンも40パーセント。ドイツやイギリスでも35～36パーセントということでもありますので、そういうのを増やして収入をまず増やす道も考えるべきではないかと思っております。

消費税が始まって約20年になります。私ども一般の人たちが納めた消費税が188兆円だと言われてはいますが、その間にそれによって企業や大金持ちは150兆円が減税された。これでは金のない人から税金をとって、金のある人にくれてやるみたいな相関関係が生まれているというのとも言えなくはありません。そういう意味でまずそういう体制を変える立場に立つかどうかということと、今、マスコミでは非常に、特にいろいろなワイドショーなんか、政府、それから国のむだ使いがあちこちでそれこそ言われております。そういう税金のむだ使いをもっとみんな見直してみたいうで、我々のこういう一般の人から重税にしていく方向に持っていくべきだと私は考えていますが、そこら辺の見解もお聞かせください。

そして家族も崩壊するという言葉で、かえって崩壊しないのではないかというふうに今、市長は言われましたけれども、ますます「もう俺は年寄りのことは関係ないのだ」という思いが強くなって、そして年寄りしてみるとそういう負担を強いられるのも含め、もう本当にいらぬのだという思いが強くなって。実はある商店に廃止の署名のお願いに行きましたところ、今、お客さんがこう言って帰ったんだと言って教えてくれたのは、「こんなに年寄りが憎いのだったら、青酸カリの飴でもみんな俺ら方に配ってくれないか。こんな制度をしてくれるのだったら」と。それほど怒っている人もいたという話を聞かせてもらいまして、やはり私はこれは一旦廃止をして考え直すべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

2 環境行動計画に提案する（CO2削減提案）

2番目のCO2削減の問題では、確かにハイブリッドカーやそういう方向に持っていっています。ただ、私も自分が車の運転ができないでこういうことを言うのはおこがましいなと思いつつ質問をしていたのですけれども、せっかく郵便局がこういうかたちでアドバルーンをあげた、そういう中でそういうふうに進めていくことも大切かなという思いであります。

そして熱源をどこに得るかという意味では、やはりソーラーの利用をどこまでできるのかということも、これからの課題としては必要ではないかというふうに私は思っております。いろいろ自治体によっては本当に工夫をしながら熱電源を求めている自治体もありますので、ぜひそういう意味でのもう一度市長の考え方を聞かせください。

市長 再質問にお答えいたします。

1 後期高齢者医療は廃止しかない

日本の国は企業や大金持ちに甘い国だと言われているということですが、企業、あるいは大金持ち 大金持ちというのはどのくらいのこと言うのかわかりませんが、一般的に税制から見ますと日本の税制は累進課税でありまして、所得が多ければ多いほど税金を納める率が高くなっていくわけです。例えば1億円収入がある人は6,000万円くらい税金を納めるということになるそうでありまして。残りが4,000万円でありまして、一般の庶民から見ますと「これは」ということになるかも知れませんが、税制上やそういうところから追っていきますと、そうそうその大金持ちに甘い国だなんてことでは私はないと思っています。

アメリカあたりは何十兆円 何十兆円とは言いませんが個人資産が何兆円もあるなんていうのがざらざらいるわけです。日本はとてとてとてそこまでいきませんし、あまりそういうふう大金持ちというのか、金を儲けられるシステムになっていないというのが日本の国だと思います。アメリカみたいにはですよ。

企業に甘い甘いと言いますが、企業がなぜこういう 今、企業に本当に甘いか辛いのかというのは別にいたしまして、日本が戦後復興でこの企業といいますが会社をとにかく発展をさせなければ社会の発展もないという部分から始まっているわけです。そこで一生懸命で我々の世代が特にそうでありました、我々の前の世代もそうでありまして、とにかく働いて働いて、そして生活を豊かにしていこうとそういうことなかから始まっている。その働く場所というのは企業ですね、ほとんどが。この企業をないがしろにするということはやほりできないのです。どこの国だってそうです。ただ、企業として社会貢献をいかにすべきかという部分が非常に違っている。これは生い立ちから違うわけですので、なかなか考え方が改まらないかも知れませんが、今、企業の皆さんもそれぞれやはり社会貢献というのは非常に考えているということは私は実感しております。

昔は日本の国というのは地方が中央に物も金も納めた時代です。参勤交代なんかはそうですね。そういうところから始まっている国でありますから、ヨーロッパみたいに長年にわたって同じような制度をずっとやってきたという国とはちょっと違うということはおわかりだと思いますけれども。そういう中で、企業そのものが標的だというような考え方はやはり持たない方がいいと思います。悪徳企業があればこれはもうきちんと処罰しなければならないと思いますけれども。ただ、今、企業は非常に景気がいい部分と悪い部分に分かれています。景気のいい部分の利益そのものは、株主還元は当然でありますし利益もそうでありまして、早く労働者にその部分を返していくということはやはりやっていただきたいと思っています。そうしないと一般の勤労者の皆さん方の生活水準は上がらない。物価だけが上がって今の日本の状況がまさにその状況でありますから、早くそういう社会をもう1回構築し直さなければならないと思っています。企業に甘いとか大金持ちに甘いとか一概には言えない。そういう部分もあるのかもわかりませんが、ですので、トータル的にこれをそう思わないかと言われれば、そう大きくは思いませんけれども一部にはあるというく

らしい考え方です。

家族崩壊のことは、私が申し上げるのは今のこの制度に限ってということばかりではなくて、お年寄りの皆さん方がやはり家庭の中でも自分の果たしている役割りはきちんとあると。このことをお互いが認識し合えば「年寄り衆はなんだ」なんて言わなくてもいいし、年寄りの皆さん方も「俺も家の中では少しは貢献しているのだ」という部分が出てくるわけです。それは草取りだろうが何だろうがそうです。

今までの国保の課税の仕方は世帯主課税でありますから、世帯によっては「爺様、お前の分がこのくれたからお前よこせや」と言ってもらっていて、世帯主が納めていたのかそれはわかりません。それを75歳以上の皆さん方からはその分を天引きをするということですから、家族の家庭の中に貢献をしているというふうに私はとるのですね、私は。今までおんぶにだっこだったのが、俺も俺の年金から保険料天引きしてもらおうと。そうすれば家族のためにも少しは家庭的にも経済的にも俺の存在価値だってあるではないかと思えば、何でそれが家族崩壊につながるのか全くわからない。私たちの地域はですよ。それは都会はわかりません。都会の人はどうしていたのかわかりませんけれども。

それがなぜ家族崩壊につながるのでしょうか。その理屈が全くわかりませんので、私はこのことは家族崩壊と言うよりは、家族の結びつきを強めこそすれ家庭崩壊につながることはないと思うのですけれども。テレビでもよく言っていますね、家族崩壊だ、家族崩壊だと。何を指して言っているのかちょっと私はわからない部分がありますので、さっきそのことを申し上げたわけでありまして。

要は冷静になってもう少し　今はちょっと冷静になり始めまして、考えてみればやはり制度としては必要なのではないかと。ただ、枠組みやそのやり方にちょっと問題があったところから今世論が落ち着いてきていますから、廃止をするということは先ほどから触れていますように、全く考えない方が私は賢明だと思っております。

2 環境行動計画に提案する（CO2削減提案）

環境行動計画の関係の方ですけれども、やはりそれぞれの自治体、この環境、二酸化炭素排出の削減とか、そういうことについては一生懸命取り組まなければなりませんし、おっしゃっていただきましたように私たちの市も環境行動計画の中で具体的な数値をあげて取り組んでいるわけでありまして。それを昨日も申し上げましたけれども数値として出して、そして達成できたか否か、そういうことも含めまた市民の皆さん方からアンケートもとりながらこのことに取り組んでいこうということでもあります。これは自動車ばかりの問題ではなくて。

そういうことで、今私たちがこの庁舎の中で何がやれるかと言いますと、やはり消灯です。いらぬ電気を点けないという。まずそこから取り組んでいるわけです。これは本来、もっとみんな意識としては思っていたけれども、なかなかでき得なかった部分もあるわけでありまして、そういうことも含めてそういうことに取り組んでいるという、その姿勢であります。

その一貫の中では車はどうするかとか、それはこれからまた買い替え時期にさっき触れましたように、いいシステムがあって実用的なものがあれば当然それは市が率先して購入し

ながら市民の皆さんにも広く啓蒙していく、そういう方法をとろうと思っていますのでよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

結局電気自動車は例えば充電をする自動車ですと電気の元が必要です。電気の元は何で作るかと言うと、石油で作ればこれは温暖化防止にはならない。水か風か地中熱か波か、あるいは原子力か。ここになるわけです。原子力は反対だと言って、ではその今30数パーセントを日本の電気は原子力で確か発電していると思いますけれども、これを廃止をしてどうなるのでしょうか。現実的にやはりものを考えていけないといけないと思っています。なくて済むことであればそれはない方がいいです。だけど今はなくて済まない。安全利用というのを考えていきたいと思っております。核兵器や何かには使用してはいけない。そういう思いでありますので、よろしくお願ひいたします。

岩野 松君 1 後期高齢者医療は廃止しかない

再々質問しますけれども、立場が違うから私が言うのもあれなのでしょうが、私はやはり。今までは高齢者を別に分ける、そういう保険制度はなかったから、ただ、役場とかお役所の方では老人保険とかたちで分けていましたけれども、納める側にはそれは見えなかったわけなのです。だから本当に老人保険の数字を見れば毎年上がってきて、大変な状況になっている。それは事実でありまして、それを後期高齢者に置き換えたただと最初の頃豪語していた方もおられましたけれども、やはりそれが国民の中に見えたときには本当に実際に中曽根元首相や塩爺さんも来てみたら嫌な思いをしたと言っていました。だからやはりそういう意味では一旦ご破算にして、もう一度考え直す。世論に押されているいろな手直しをするというのを、今、市長もおっしゃいましたように言われています。だからそういう意味では、そこまでするのだったらもう1回みんなでやり直して、みんなで考えようではないかと。そのときには税金問題が大きな問題になると思います。そういうのも含めて私はそうではないかなというふうに思っておりますが、よろしくまたご見解を再度お聞きします。

2 環境行動計画に提案する(CO2削減提案)

そして環境問題なのですけれども、実は先日、NHKのテレビでソーラーの利用と生産も含めて日本はドイツに抜かれたという記事がありました。ドイツは本当にソーラーシステムを 使わない海の浜辺でさえもずっとソーラーを作って原子力に頼らない熱源をします。それによって若干費用が上がったと。世帯1ヵ月約9,000円の電気料が9,700円くらいになったと言われていましたけれども、国民からはそれに対するブーイングは出なかったというふうに解説者は言っていました。

そういう意味では日本は、特にこの雪国や北の方は日照時間も少ない部分もありますけれども、やはり全国で考えたときにあらゆるソーラーへの 今、市長はソーラーの話はしませんでしたけれども、私は原子力はけつから王手だと思っていますので、ソーラーの利用をやはり力説していく方向に、前向きに取り組んで欲しいと思っています。よろしくお願ひします。

市 長 1 後期高齢者医療は廃止しかない

お答えを申し上げますが、75歳で線引きしたとか、そのネーミングが後期高齢者ということで非常に。考えてみますと私どもの市では敬老会、これは敬がつかますからネーミングは悪くないのでしょうかけれどもこれは77で区切っています。以前は70。今度は77に上げました。そういうことで冷静になって考えれば、ある一定年齢がきたときにどういう領域になるのだということを皆さんおわかりだと思っております。塩爺や中曽根さんが何をいろいろ言っているかわかりませんが、こういう制度が必要ないなんていうことは言っていません。自分たちが80くらいになっているものですから、しかも若い人より元気くらい元気ですので、そんなところで線引きされて俺は年寄り扱いは嫌だと。それは本当によくわかりますけれども、どこかで線引きというのは出ます。だって昔、熟年という言葉が出た50からのですね、みんな出ます。選挙権だって今、はたちというふうに20歳で切られているわけです。みんな出ますよ、年齢は。年齢の出ない線引きなんてあり得ない。

そう思って、もっと心を広く持ってもらわないと、何かそのちょっとしたことでわーんと怒りが燃え上がって、何が何だかわからないうちにもう全部反対しているというような、そういう社会風潮は私は改めるべきだと思っております。これは我々が言ったくらいのことでワイドショーが取り上げていただくわけでもありませんので無理だと思いますけれども。そういうふうに扇動もしないしもっと冷静になって考えるという、本来は日本の国民は確かそうだったのです。きちんと冷静になって考えていくのだということだと思っておりますけれども。

いろいろ問題点はございましたのでその問題点を是正をして。ですからさっきから言いますように、この理念、理想、枠組みは私は間違いない。それから年齢が例えば今度はそれを70にしようとかそういうことは別ですけども、高齢者の医療を全体でどう支えていくか。若い人たちだけに頼っていて、若い人たちの負担増はこれから目に見えているわけですから、それをいかに軽減していけるかというそういう方向を目指しているわけです。理想や理念に全く問題ないと私は思っていますが、いかがでございましょうか。

年寄り諸に怒られるかもわかりませんが、そうだと思いますので、全部廃止をしてながらぼんにしようということには私は賛成をしかねると。悪い部分は手直しをして、よい部分は残していくという方向の方が現実的ですし、きちんとやはりその道筋だと思っております。

2 環境行動計画に提案する（CO2削減提案）

ソーラーのことを付け加えないですみませんでした。ソーラーシステム、これは当然活用すべき部分は全部活用して、私たちの地域も若干お風呂のお湯とかそういう面でまあまあ太陽風呂とかあれでもそういう部分のひとつですし、実際に電気を起こせるソーラーシステムを屋根に上げて活用していらっしゃる方もいます。そういう面はやはり推奨していかねればなりませんけれども、そのことに対してでは市が補助制度を出してまでやるかどうかというのは、さっき言いましたように雪やいろいろのエネルギーを含めて相対的に今後検討しなければならない課題だというふうにご認識をいただければと思っております。

議長 質問順位12番、議席番号6番・関常幸君。

関 常幸君 忙しいなか傍聴においでいただき、ありがとうございます。通告いたしました2点について質問いたします。

1 雇用の場の確保、企業誘致について

最初に企業誘致について伺います。議会初日の市長所信表明で地域完結型社会の構築を掲げた1期4年の3年間の取り組みをおおむね達成できたと評価しております。南魚沼市誕生のこの3年間は3町の合併、財政の健全化の取り組み、中越地震、豪雪と幾多の行政課題を解決してきた手腕は大きく評価します。そして2期目に向かう市長を支援いたします。

ただひとつ、気になることがあります。それは合併前、6万3,171人であった人口が6万1,991人と減少に歯止めがかからず、その減少の進度が早まっていることです。昨日の一般質問でもこの問題が大きく取り上げられました。市長の答弁は日本の構造的な問題でもあり、人口増加には50年から100年かかると答弁しております。日本の人口の減少の原因は、市長も言うておりますように少子化であり、それを加速させているのは高齢化であることは論を待ちませんが、この傾向は1974年から30年以上も続いていた少子化が根本原因であり、それを放置していたところに問題があり、政治は、国は、行政は何をしていたのでしょうか。

確かに市長が話されるように人口増加には、少子化対策を中心に総合的に施策をもって行って50年かかるでしょう。それは一般的な話であって、南魚沼市の場合は他市町村がうらやむ立地、自然を有し、子育て、教育、医療、福祉と充実した施策を行っております。我が市の人口の減少は雇用の場、魅力ある職場がないからです。原因がはっきりしているのに、なぜ積極的に取り組まないのか不思議でなりません。

もう来年の就職活動が始まっております。地元に戻りたいが働くところ、就職の場がないから帰れないという大合唱が聞こえてきませんか。3月に南魚沼市産業振興ビジョンが示され、観光、商業、工業で雇用の場の確保の考え方、推進の方策が示されております。そこで雇用の確保、企業誘致について市長に伺います。

最初に工業団地の造成についてです。今までに12団地を造成し、35の企業が操業しており、多くの皆さんが働いており、市の産業として根付き、市の発展に大きく貢献していることは承知のとおりであります。代表的な津久野工業団地は昭和51年、新堀新田、田崎工業団地は昭和59年、三用工業団地は平成元年。合併後に誘致した代表的な企業は17年に松木精密陶瓷、美研プリンティング、19年に大和運輸の3社です。働く場所の確保といえ、私は寂しい限りだと思います。

3年間の産業振興ビジョンでは工業団地の造成は難しいとあります。市長、何をもって難しいのか。難しくてもチャレンジする。これが市長の精神ではないですか。3年間待っていれば経済状況は好転するのですか。前に進んでこそ前途は広がり、得るものはあるのです。雇用の場の確保のために積極的な企業誘致が必要と思いますが、考えを伺います。

2つ目に、現在の誘致企業の優遇制度は対象固定資産にかかる固定資産税を事業開始より3年間2分の1課税の免除と、新規地元雇用者1人あたり10万円の助成が贈られておりま

すけれども、充実と見直しが必要だと思いますがいかがでしょうか。

3つ目であります、現状の職員体制では常時東京に出向いて行くなんていうことはできないと思います。県の東京事務所からの紹介や斡旋程度しかできないのではないのでしょうか。企業を訪問する。市の出身企業人を回り、情報を入手し、企業を誘致するということが行われる体制で今はないと思います。市長の所見を伺います。

2 防災対策について

次に防災について伺います。6月14日に発生した震度6強の岩手宮城内陸地震で被災された皆さまにお見舞いを申し上げますと同時に、一日でも早い復旧・復興を祈っております。市民の生命と財産を守るため、そして安全と安心の享受のために平成17年の12月議会から多くの議員が9回、防災関係を一般質問で取り上げています。3月議会でも2名の同僚議員が市長の見解を正したのは記憶に新しいところです。

当市には六日町断層がある。魚沼丘陵に沿って20から30キロメートルあり、先の中越地震は震源の南側にある六日町断層が動いて起きた可能性が高いとする見方が研究者の間で言われております。そしてこの六日町断層は政府の地震調査研究本部がマグニチュード7級に地震が起きる恐れがあるとする活断層に加えたことは承知のとおりで、いつ地震が発生してもおかしくないのが当市であります。

私の会派には防災に精通している同僚議員がおりますので、一般質問では取り上げておりませんでした。先月、5月23日に大和地区洪水ハザードマップ説明会が開催され、参加して、これは大変だと思いました。参加者が少ないこと。大体40人くらいだったでしょうか。市はこれをもってして、大和地区の市民に関係者に周知したと思っているなと思ったからであります。

また、市は自分たちで自分たちの町を守ろうと自主防災組織の設立を呼びかけています。そして今年も7月6日に防災訓練が行われます。これらの活動は市民の防災意識の高揚のために大変大切なことです。そこで、市民が安全に安心して暮らすことができ、市民の命を守るという観点から市長に3点伺います。

1点目であります、未だ防災計画が策定されないということはどういうことなのでしょうか。遅れているのは県との調整ということですが、いつ策定されるのですか。いつ発生してもおかしくない六日町断層の上に6万2,000の市民が生活しているのです。ここに19年11月30日時点の県内市町村の地域防災にかかる計画の整備状況一覧表によれば、防災計画策定市町村は35市町村中26。協議中が2。未策定市町村は7です。その7に入っているのです。遅れている理由といつまでにできるのかお伺いいたします。

2つ目ですが、市民の防災に対する意識を高めることが重要で、そのためには地域住民が主体となった防災体制、対策が不可欠です。ワークショップ等を行い、住民自らが防災マップを作ることが大切と思いますが、市長の所見を伺います。

3つ目であります、地震や豪雪、異常気象等の災害に対する意識の向上や防災対策は小学校、中学校からの学習が有効と思いますが、市長の考えを伺います。以上、壇上からの質

問を終わります。

市長 関常幸議員の質問にお答え申し上げます。日頃温厚な関議員に似合わず、なかなか厳しいご指摘をいただきましてありがとうございます。私なりにきちんと答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1 雇用の場の確保、企業誘致について

企業誘致の関係であります。積極的に企業誘致に取り組んでこなかったではないかという今のご指摘でありますけれども、これは全くそうではございませんで、ありとあらゆる方策を通じながら企業誘致には努めてきたと思っております。ただ、結果が伴わないということでもあります。今、私たちの地域に一般に言われております工場、これを誘致することは非常に難しい。です。後ほど触れますけれども、工場団地の造成は私は行わないという方向を出しているわけでありまして、非常に難しい。

それこそ県の方にもお話をしまして、本来であればこの4月から県の東京事務所にうちの職員を一人、研修といいますか派遣をさせていただいて、一緒に人脈づくりも含めてやらせていただきたいということで検討はしていただいたのですけれども、ちょっと県の方の都合もあって今年度はだめだということでありましたが。県の東京事務所とは相当密接な連絡もっておりますし、その他にうちの職員のそれこそ人脈等も含めて、ありとあらゆるなんて言うのであれば、できる限りの方策を考えたり行使したりしながら企業誘致には努めているところであります。

人口減少、人口減の現象ということにつきましては、私はよく覚えておりますけれども確か昭和60年頃だったと思っておりますが、田中角栄先生が今のままだと、計算上200数十年から300年で日本の人口はゼロになると。もう荷を切ってちょっと言ったことでもあります。そういう警告を発したことがあるのです。その頃から本来もうこの少子化対策に、国もあげて取り組んでいなければならなかったのです。ところがその頃はまだ現実のものとしてそう見えていなかった。ただ、荷を切った程度だったのでしょうか。そこで、ようやく今になって困った、困ったということでもあります。これは各自治体も確かほとんど同じだと思いますし、我々もそうであったわけですので反省をしなければならぬと思っておりますが、そういう時代の流れの中で今を迎えております。

ここで昨日も触れておりますように、一挙に若い人口を増やすということはこれはもう無理ということはわかっておりますので、大切な若い皆さん方がこの市内から転出しないような方策。これについてはおっしゃっていただいたようにもう職の確保が最優先課題であります。職の確保。これを何とかしなければならぬということで懸命に取り組んでいるわけですが、そうそう思った成果が現れていない。

さっき触れていただきましたけれども、美研プリンティング、あるいは大和運輸。これらは成果のひとつでありますけれども、これとてそうそう、それぞれ大勢の皆さん方のご期待に沿えるほどの採用人員でもありませんし、また業種でもない。やはり相当数の業種も揃え、そして採用人数も揃えていかないとこのことには対応できない。大体私たちの市内から毎年

500人前後の若い皆さん方が卒業するわけですね、高校も含めて。それが大学に行き、あるいは就職しということですが、それが大体半分以上はどうも転出をする方向が非常にあるということでもあります。これをぜひとも8割、9割、あるいは100パーセントくらいに収めていかなければ、この人口減少に歯止めはかからないということでもあります。

ある意味では息の長い取り組みになりますけれども、議員おっしゃっていただきましたようにこの地域の魅力や、そういう面については全く他に劣るところはございませんし、しかも優れているわけでもあります。問題は企業、雇用の場の確保、このことに尽きると思っております。

やはり誘致する産業につきましては、IT関連も含めた知的産業の誘致ということは今、念頭にあります。知的産業の誘致。単に流れ作業の中で物を生産していくという、いわゆる昔流に言う工場的な部分については、私はあまり誘致に積極的にならない。なれないといえますか、ならない方向で今、担当部局ともそういう指示をしているところでありますけれども、そういう部分に向けて。

条件としては揃っているわけです。国際大学あり、北里学院あり、そして基幹病院ももう建設の予定が立ったわけでありまして、その他にもそれぞれ高校もある。やはり欠けているのが教育分野での4年制の大学とかそういうことはありますけれども、トータル的に見れば、そういう面では相当交通の便も非常にいいわけでありまして、社会的なインフラも整備されているということもあります。

あとはそういう皆さん方をいかに我々が掴んでくるかということにかかっておりますので、私もしょっちゅう出かけておりますが、そういうことも念頭におきながら今後とも誘致活動に務めていきたい。議員からも、もしそういう情報がございましたらお知らせいただいて、一緒になって誘致活動に取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

誘致企業の優遇制度の拡充と見直しでありますけれども、今おっしゃっていただきましたように、市としてはそう大したことはございませんけれども、固定資産税を3年間2分の1減免と、新規地元雇用者1人当たり10万円。1,000万円限度であります。こんな部分が優遇措置といえば措置でありますけれども。

三重県がシャープでしたか、あれを誘致する際に数100億円のお金を出して誘致をしたわけでありまして、それで誘致には成功しました。成功しましたが、その後そういう大型な過大な優遇制度で企業誘致をするところが目立ってまいりまして、今はちょっとそれが沈静化をしております。とても優遇措置に見合うほどにはならない。あるいは地方の財政がこれだけ厳しい中で、それだけのことができ得るのかというようなこともあります。それこそ何ていいますか優遇合戦みたいな部分もありますので、そういうことはちょっと憂慮すべきことだと思っております。

けれども、ただ全く制度拡充もしないで出して待つだけということでは、これは結果はついてまいりませんので、どういうふうな部分が求められるのかこれも含めて。あるいはこれはどうしてもやはり市の財政との絡みも出てまいりますので、財政的に可能な範囲の中での

優遇措置の見直しは考えていかなければならないと思っています。

現状の職員体制で企業誘致活動は万全か。これは万全とは申しませんが、そう不足・・・若干不足かな。不足しているという部分でもないような。ただ、やはり私が一人というか一つ欲しいのは東京に常駐をして やはり東京が主でありますので 企業回りをしたり、情報収集をしたりする分野はどうしても必要だというふうに感じております。

結局常駐するということになりますと県の事務所、ここが一番いいわけですのでまた来年も県の方にお話を申し上げながら何とかやっていきたい。どうしても県の方で受け入れができないということであれば、例えば民間の方への委託とか、そういうことも含めて考えるべきことは考えていかなければならないと思っております。今の職員で不足をしているというところばかりではありませんけれども考え方でありまして、一人常駐でこれを行っているということには今なっておりませんので、ただ企業促進係か・・・(「班」の声あり)班だけでも、そういう部分も設けておりますので。班体制に今年からしまして、2係が一体になって取り組んでいるということも成果をあげていただけるものだと思っておりますのでよろしく願いいたします。

2 防災対策について

防災対策であります。まず最初にちょっと遅れたという理由はこれはもう何も申し上げるまでもございません、合併であります。一度合併をして、2度目の合併をして、それからまじめに入っておりますので、これが遅れている最大の理由であります。

さてそこで、市で素案、震災対策編、風水害等対策編、資料編これを作成しまして、市の防災会議に諮ったうえで県に対して今、事前協議中であります。現在、県から一部の修正意見をいただいている状況で、この今8月から9月にかけて市の防災会議に修正案を1回提出します。そして8月から9月に県に本協議。そして10月から11月、異議がない場合は県から回答が来まして12月に公表という予定になっておるわけであります。県への事前協議は震災編はもう2月22日、風水害・資料編は4月23日にこういうふうに出しておりますし、市の防災会議は今回で2回開いたのかな。4月30日に一度事前協議というか出しております。市の防災会議にも諮っております。

遅れておりますけれども理由はそういうことでありまして、職員が取り組まなかったとか、私が入り組みの指示をしなかったとかそういうことは全く別次元の問題でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。遅くとも12月までに公表させていただこうと。なかなか微に入り細にわたりの県の方の審査もございますので、非常に分厚いものでありますし、その辺がある意味では隘路かなと思っております。

「防災マップ」。各町内単位での防災マップの件でありますけれども、市内233行政区のすべてについて市で作成するということは時間的な問題もあって不可能でありますので、市が作成したマニュアル、これはモデルマップでありますけれどもこれを配布、周知して各行政区が主体で作成する方向で今検討を進めております。他の自治体でも自主防災組織が主体で作成している事例はございます。地元の方から、とにかく町内事情に精通している地元の

方の協力がなければこれは不可能でありますけれども、そういうことで今進めておるところであります。

自主防災組織の充実を図るために、現在、中越大震災の復興基金事業の活用を機会あるごとをお願いしているわけでありまして。なかなか浸透しなかった部分がありましたが、ここに来てようやくそれぞれの行政区の皆さん方が取り組んでいただいている部分が見えますので、相当数の効果が上がってくると思います。これからご指摘のその防災マップの点も含めて、行政区にこれはお願いしていかなければならないことでもありますので、お願いしにしようと思っております。

洪水ハザードマップの説明会でありますけれども、おっしゃっていただきましたように、3会場で130人程度であったそうでありまして。これで周知をされたというふうに市がとらえているわけではありませんが、もう少しやはり地域住民の皆さん方も関心を持っていただきたい。関心を持っていただきたいと言っても、市の方の周知が足りないのだということになるとそのとおりかも知れませんが、これをよく周知をしながら全員の皆さん方からとにかくこのことをきちんと理解をしていただく。まず理解。自分の地域がどういう状態にあるのかということを理解していただかなければこれはどうしようもないわけでありまして、そのことに力を注いでいきたいと思っております。

それから年間を通じての学校での防災教育の関係でありますけれども、ご承知のように市の防災訓練は各学校を主会場にして行っておりまして、児童、生徒に避難訓練や救出訓練に参加していただいているわけでありまして。それから濃煙通過体験や模擬消火訓練、消火器訓練、これらの体験訓練にも参加していただいております。こういう機会を大いに活用させていただきますとともに、各学校でも独自に計画を策定して定期的に避難訓練を実施しておりますので、合わせてこの防災教育の充実にきちんと取り組んでいきたいと思っておりますし、教育委員会の方にもまたその旨、話をしていかなければならないと思っております。以上であります。

関 常幸君 1 雇用の場の確保、企業誘致について

企業誘致の件であります。市長の方から県の方に申し入れをしたというようなことでもありますので、ぜひこの件については来年も申し入れをお願いしたいと思います。それから場合によれば民間でもというようなことでもあります。ぜひそういう方向でお願いしたいと思います。

それで体制ですけれども、今言いましたように現在は商工観光課の中に商工振興班と観光交流班があって、商工振興班の人員は7名なのです。その7名で企業誘致にあたることのできる班体制なのですが、実際はやはりそうっていないということは市長や担当部長もご存知だと思います。ぜひ、やはりこれだけ働く場所、働く場所と昨日も今日も言っているわけでありまして、専任体制というのは非常に私は大事です。特にこのことについてはぜひそういう だから私はその商工観光課の中にいること自体もどうなのかなと。非常に今商工観光課は大変な、どこの部署も皆忙しいのですけれども、もっとやはり今の働く場所を

確保するといったときに、私は例えば総務あたり。本当にそこらを考えていくということも念頭に入れるべきであるというふうに思っております。

市長、今年20年度は中学3年生が卒業する方は685人いるのです。そするとその方が高校3年、7年後には大体半数が行っておりますので、約300人以上からの皆さんがここに帰りたいと言っているのです。3年後、7年後にはですね。だからこれは待たなしたと思うのです。本当に義と愛でぜひそういうふうな施策をするには、やはり市長もわかるように職員です。市長がトップで東京に行ってもなかなかそれは大変です。そこはやはり専任の職員がきちんと情報をつかんで的確にやるというようなこと。

それからひとつしてもらいたいのは、今、魚沼市では水の郷工業団地で相当企画立地推進課ですか7名の職員がいて、今28町歩をして、前期15町歩やって、職員も非常に動いています。あそこに企業が誘致された場合は、場所からいっても半分以上南魚沼市からも来るのではないですかと魚沼市の皆さんが言っているのです。今、魚沼市では東京に一人常駐しておりますし、そういう人たちと一緒に行動することも魚沼市に出来ますけれども、南魚沼市のためにもなりますし。また、皆さんの情報を私どもの市の中でも生かされるわけですので、これはぜひ、体制も含めて考えてもらいたいというふうに思っております。今一度、これは簡単でいいですので、お願いをしたいと思います。

それから優遇措置についても、例えば土地開発公社、場所の悪いところはあれですけども、そういうものも含めて本当に安価で提供してやる。提供してもそれ以上に効果がある場合もあるわけでありまして、やはり大いに考えてもらいたいというふうに思っております。

2 防災対策について

それから防災対策であります。市長、昨年9月に11番議員の防災計画の質問の中で、遅れている理由は今と同じ理由で、市長が今年度中に完了すると答弁したのです。それで遅れたら遅れたでやはり報告してもらいたかったですね。3月にも私は議事録を見ましたので、今、12月末で出すと言っていますのでそれはいいです。遅れたのはいいですが、そういうことはやはり命に関する防災に関することでありまして、ぜひそれはそういうふうにしてもらいたいです。

それから、市民からぜひ防災マップを作ってもらいたい。この件について市長は233行政区ある中で、全部市の職員と一緒に作るのは不可能だからマニュアルを作って対応していこうと。こういう仕方は一般的なのですよね。

昨年私どもが政務調査で気仙沼市に視察に行ったときに、気仙沼市は危機管理課を設置して課長1人、交通安全2人、消防2人。防災担当に5人を有して、防災体制と市民の指導はピーアールも万全で、私どもよりものすごく万全にやっているわけです。そこでハード、ソフトの両面も行政は防災意識がかなり高いと思ったのです。

平成15年5月16日宮城県沖地震のとき、震度6弱の地震がありました。市民にアンケート調査をとったら、こういう結果で市は愕然としたと言ったのです。それは津波が来るととっさに思い浮かびましたかと言ったら、9割の方は津波が来ると思ったそうです。ところ

がそれによって行動に移したかというところに問題があるのです。行動に移さなかった方が86パーセントいたのです。そして純粋に津波に対する避難をした方は1.7パーセントだったのだそうです。もし本当に津波が来れば、大惨事であったというのです。

それで気仙沼市は大幅な転換をしたのです。市の職員が町内に出かけて、10年かかってもいいから一緒になって作る。今言ったように、計画を作って、マニュアルを作って、動かないということが気仙沼市の事例であるわけでありますので、私は5年、10年のスパンでやはりこれは全町内で皆さんが出向いて一緒に作らなければ。また一つ作るのに2年も3年もかかると思います。実際の危険箇所を歩いたりいろいろなことをやらなくてはだめなわけですので、ぜひそういうような考えについて所見を伺いたいと思います。

それからもうひとつつながったのが3月の議会で、自主防災組織率、質問のものも100パーセントになっていないのです。今いろいろこうあるわけでありますので。今の町内ごとの自主防災組織が大和では区長の資料でいえば、4月16日では55.53パーセントなのです。今現在どうなっているのか。またいろいろ作りたいというところもあるわけでありますので、設置状況等はどうなっているか聞かせていただきたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

市長 再質問にお答えいたします。

1 雇用の場の確保、企業誘致について

今おっしゃっていただきました職員の体制でありますけれども、今触れましたように万全とは申し上げられませんが、実は昨年はこちらに次長をおいたわけです。次長には「あなたの専任事項は企業誘致関係」そういうことを申しわたして1年間次長をおきましたが、次長制を廃止ということになりまして今回は次長をおいておりませんけれども、今は部長が半分くらいその任を負って頑張っているという部分もございます。

職員の体制については今後もきちんと考えていきますし、当然ですけれども先ほど触れましたように専任でやっていくという部分は必要だと思っておりますので、それを民間に求めるのか、市の職員でやれるのか。これはちょっと検討させていただいて、なるべく早いうちに行動に移さなければならぬと思っておりますのでよろしくお願いします。

魚沼市さんとの連携。これは確かにそうでありまして、あそこは魚沼市さんのいわゆる領域でありますけれども南魚沼に近いわけでありまして、ですので例えばあそこに工場が立地すれば、これはどの程度の部分かは別にしても相当数南魚沼からの通勤が可能になるだろうと。ましてあそこに八色橋 八色橋でなくて何て言う橋になるかわかりませんが、できればこれは本当に南魚沼市の一部だと言っても過言ではないくらいでありますし、土地の部分も南魚沼市民の所有も相当ありますので、まさにおっしゃるとおりであります。

ただ、魚沼市さんの方との連携やそういうことは進めていきますけれども、一緒になっていろいろな面で行動ができるか否かというのは、受け手側の問題もありますのでちょっとやんわりと伺っていただければならないと思っておりますが、今はそういう体制ではないということ。誘致関係に関してはですね。あそこの造成や用地買収やそういうことについては一緒に

なって取り組ませていただいたわけであります。魚沼市さんの方からそういう要請もありましたのでそれはやってきましたけれども、誘致関係についてそういう要請を受けているとか、私どもの方が申し込んだとかということはございませんので、また星野市長さんとも話をしながら。お互いがやはりそこに誘致ができればいいわけでありますので、その方向を目指して行きたいと思っております。

2 防災対策について

防災計画が19年度中に作成だという答弁をしたということになっておりますが、失礼をいたしましたけれども1年、この12月まで遅れておりますのでご理解をいただきたいと思っております。軽率な答弁だったのかもわかりませんのでお詫びを申し上げたいと思っております。

それからハザードマップにつきましては、今おっしゃっていただきましたように説明会をしてもこの程度だということも含めて。気仙沼あたりは津波というのは、私たちの川の洪水や台風とは違いまして、本当にこれは瞬時に来るわけですし逃げても逃げ切れないという部分がある。それでもその程度ということになりますと、私たちのところは一番は、洪水につきましては魚野川の氾濫であります。・・・(「洪水だけではなくて全体の」の声あり)全体はわかります。全体はわかりますけれども、気仙沼の部分と私どものところの違いというのは、地震はこれはもう全国共通ですから地震が来たら逃げるか逃げないか。逃げない人なんていけませんので、例えば洪水とか津波とかというこの問題だと思っております。我々のところは大丈夫だろう、津波が少しくらい来ても大丈夫だろうとか、そういう安易な気持ちがやはり市民の皆さんの中にもあるわけです。そのことの払拭をどうしていくかということは確かに行政にかけられた問題でありますけれども、市民の皆さん方からもそういう面では危機意識を共有していただくように職員も一生懸命頑張らしていただきます。このハザードマップ作成については、あらためていわゆるマニュアルを作って作成していただけたところはそれでいいのです。それでも何でもまずできないという部分を、やはりきちんと私どもの方でフォローしなければならない。そういう思いでありますので、また担当者とちょっと技術的な部分については検討を加えてみたいと思っております。よろしく願いいたします。以上であります。

議長 長 ここで暫時休憩をいたします。再開は2時55分といたします。

(午2時33分)

議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時55分)

議長 長 ここで総務課長より発言を求められております。これを許します。

総務課長 先ほど副議長の質問の中で自主防災組織の率というようなお話がございましたので、その点について申し上げます。平成20年の6月現在の自主防災組織の組織率でございますけれども、市全体で行政区233集落の中195集落が設置をしてあるということで、率としては84パーセントということになります。

それからもう1点でございますけれども防災計画の件でございます。昨年の3月までとい

うようなお話でございましたけれども、もしかすると私どもの説明が悪かったのかもしれませんが、昨年3月までというのは、市の方で素案を作って県の方に事前協議をあげるという、そういうふうな意味あいでは私どもは申し上げたつもりだったのです。その辺の説明が悪かったのであれば大変申し訳なく思っております。

今現在もこういった格好で資料編、震災対策編、それから風水害編ということで資料を作って、先ほど市長が申し上げましたように新潟県の方に今、事前協議中ということでございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長 質問順位13番、議席番号20番・牛木芳雄君。

牛木芳雄君 一般質問をさせていただきます。

水田経営所得安定対策について

水田経営所得安定対策についてであります。通告書には「所得」と「経営」の文字が入れ替わっておりました。大変失礼いたしましたがお訂正をいただきたいと思っております。

久しぶりの農業関連の質問となります。昨年の夏、参議院選挙が行われました。ご承知のように自公与党が、当時の言葉を引用するならば歴史的な敗北をしたわけでありまして。この原因はいくつか挙げられております。年金記録不備問題、あるいは格差社会問題、または政治と金、そして地方の反乱。こういうことがありました。この中で特に自民党の支えであった農民票、地方の農民票の離反であります。

当時打ち出されておりました新しい政策、品目横断的経営安定対策であります。この対象者を経営面積で個人4ヘクタール、あるいは集団で20ヘクタールという線引きをした。いわゆる選別農政であります。これに対する農家の皆さんが大きく反発作用したと、こう言わざるを得ないわけでありまして。

その反省を踏まえてわずか1年で名前を変えて、面積要件の緩和を各自治体に委ねたわけでありまして、これを特認として、今朝も議論がありましたように「水田経営所得安定対策」として再スタートをきったわけでありまして。我が南魚沼市においては個人で2ヘクタール、あるいは集団で10ヘクタールというふうな特認を設けたわけでありまして、そのことによってより多くの農家がこの対策に参加をできる、このようになったことは歓迎をするわけでありまして。

そこでその後の取り組みについてお伺いをしたい。春にアンケート調査を行いました。そして参加希望者を募ったわけでありまして、1番でありますけれども申請をしない農家、あるいは申請をし忘れていた農家、あるいはその制度自体をよく理解をしていない農家、こういう方々に対してどのように対処していくのかということでありまして。今朝の先輩議員とも重複するところがあるわけですがけれどもお答えをいただきたい。このように思います。

2番目であります。先般、一週間くらい前でしょうか。19年産の補填の見込み額がほぼ決まりました。魚沼産については国からの追加交付を含めて10アールあたり2万6,872円73円という話もありますけれども72円というふうに聞いております。個々の農家の拠出金これはあるわけでありましてけれども、4分の3は国からの交付金で賄えるというこ

とであります。

今月末には各農家に支払われることになっております。私は首を長くして期待をしているところでありますが、価格下落に対するこの9割を補填すると、こういうことありますから農家の経済にとっては大きな助けになるというふうに思います。昨今のこの物価高のおりであります。市内に多くのお金が入るわけで、その後、市内の購買力、これにも一助の期待がある程度持てるのではないのでしょうか。まさにこの制度の持っている力を十分に発揮した、これが初年度から実証できた。こういうことあります。

そこで3番目でありますけれども、今年産であります。20年産の米価についてであります。今秋の米価が19年産と例えば同じくらいであったというふうにしたならば、いくらかの補填金が見込まれるかということあります。そして今年産米、市全体としてまだこの制度に加入をしていない農家もたくさんいるというふうに私は思っているわけですが、申請をしないことによって交付金が受け取れないということになると、大きな損失と考えるわけあります。一体その額はどのくらいになるのでありましょか。

そこで4番目でありますけれども、20年産の申請の締め切りはもうすぐであります。今月末であります。いわばこの政策の対象者、対象となる農家は全員から申請をしてもらおう。これが私はベストであるというふうに思っているわけですが、そのために市としてはどのような努力をしているか。汗をかいているかということあります。私は最善の力を注ぐべきだろうというふうに考えておるところであります、いかがでしょうか。

そこで今回、これが改正をされたわけあります。前段申し上げましたように、参議院選挙における与党の大敗北の反省から生まれたということだと私は考えております。しかしいずれにしろ、いわゆる選別をされた農政であるとこれに他ならないわけあります。この制度を評価する人もある程度はありましょ。しかし、同じ米を作っているながら集落の中で、あるいは農家間で自分が手にする米の価格が違ってくる。こういう差が出てくるということが考えられるわけあります。いかがなものでしょうか。

ご承知のように、今、衆議院の解散総選挙が取りざたされているところであります。その時期が北海道の洞爺湖サミットの後になるのか、あるいは来年の任期満了にまでもっていくのかわかりません。わかりませんけれども、私はそう長くはないだろうというふうに思っているわけあります。いずれにしても近いうちに総選挙が行われるという状況であります。

そこでですが、野党各党は農業政策、とりわけ米政策に対して今この選別政策とは違った方向をマニフェストに掲げているわけあります。例えば民主党では、全販売農家に対する戸別所得補償方式であったり、あるいは社民党の下支え価格を設けた最低価格補償制度であったり、また共産党では生産費が下がった場合にこれを支払う不足払い制度、いずれにしても経営規模ごとに差は設けていない。こういうことあります。差別をしていないということあります。これが特徴だと私は思います。

そして日本の農業は、多種多様な担い手があって国土の保全ができたり、あるいは緑の涵養や多面的機能の発揮ができる。こういうことで着目をしているところだというふうに思っ

ています。

今朝の1番目の一般質問の中で同僚の先輩議員からありました。またしても猫の目農政だというふうな批判があったわけでありますが、市長も全くそのとおりだというふうに認めたところであります。先ほど私が申し上げましたように、各野党の政策、これとてまんざら絵に描いた餅ではないはずであります。総選挙結果いかんによってはその実行性が十分に可能なわけであります。これらの政策について市長の考えもお伺いをしたいところであります。よろしく願いいたします。

市長 牛木議員の質問にお答えいたします。

水田経営所得安定対策について

線引きをされて怒ったそうではありますが、後期高齢者医療制度も線引きで怒ったということ、よほどその線引きというのに過敏な国民性なのかもわかりませんが、この水田経営所得安定対策につきましては、和田議員のご質問に若干お答えいたしましたけれども、19年度の未加入者および市町村特例の対象者、469人。この方に対しまして水田経営所得安定対策の見直しに伴う説明会の開催通知を送付いたしまして、あるいはJAの広報誌等でも制度について啓発をしていただきました。現在、管内稲作農家6,885戸のうち、継続と新規で400戸の農家の加入が見込まれております。率にしまして約6パーセントであります。

未申請者が269戸ございまして これは2ヘクタール以上の要件を持っている方です
に対して今後も農地の集積あるいは法人組織、協業組織化これらについて指導を行いまして、やはりこの大勢の意欲と能力を備えた農業者を育成して稲作農家の経営の安定に努めていかなければならないという思いで今、未申請者の皆さん方に対応しているところであります。

相対として未申請の農家の損失は市全体ではどのくらいかと。今、単純に計算いたしますと これは経営条件に相違があるので個々のことはあれですけれども単純にしますと、平成19年度の補填額で試算をしたところでありますが、加入者と未加入者で1俵あたり約3,124円の差額が生じております。市全体ではこれを計算していきますと、約1億7,000万円がある意味では損失ということであります。基準収量に未加入者の面積802ヘクタールをかけて、そして差額の3,124円をかけて、販売率約8割で計算しますと1億7,437万9,000円という数字が出る。これがもし申請していただければ、それぞれの皆さんの手元に渡る額でありますので、こんな額だと思います。

それから昨年と米価が同じなら補填金がどのように見込まれるかということであります。これも20年の部分はまだ出ておりませんが、19年と同じだとそういう前提でありますので、それをしますと10アールあたりの補填額は20パーセントが上限でありますけれども、19年度と同額で2万6,872円、1反歩あたりになる見込みであります。補填額がですね。そういう状況です。

6月30日の締め切りについてでありますけれども、先ほども触れましたが、未申請者、

特に認定済み農家に対しまして加入について再度通知をしておりますし、電話でも加入促進を行っているところであります。自己販売が主で所得は確保できると、そういうことで加入したくないという農家もおります。おりますが、2ヘクタール以上の農業者全員から加入してもらえるように今後も締め切りぎりぎりまで努めてまいりたいと思っております。

「直接所得補償制度」と「戸別所得補償制度」についての評価。これも「あるいは」ということであります。今おっしゃっていただきましたように現在の国の制度は、小規模農家の農地を集約して生産基盤を強めて、そして国際競争力をつけて、こういう大規模農家を育成して食糧自給率の向上を図ろうというのが、主に国の方の今現在の施策であります。そういうところに集中的に助成をしていこうということでもあります。

一方、民主党をはじめとします野党の皆さん方の考え方を今それぞれ述べていただきました。代表的な中では民主党のこの戸別所得補償制度、これが新聞等でも取り上げられておりますけれども、私たちがその危惧する部分はこの財源。数兆円とも言われています。それから農産物貿易の考え方。これは単に日本だけではそれぞれ構成はできないわけでありまして。世界の中での農産物の貿易の関係。これらの詳細が今のところわかりません。国全体のむだを排除すればそのくらいの金は出るとかいろいろ言っておりますので。きちんとした財源の裏打ちがないわけですので、今、評価ができ得ない状況であります。

今の制度そのものも面積要件がちょっと緩和されましたし、市町村の考えで対象者とするのが可能になったというようなこともありますので、これはもうしばらく様子を見たいと思います。

中山間地直接支払制度、これはやはり効果を上げております。こういう部分がどの程度また枠を広げられるかということもありますけれども、すべての農家に対して戸別所得補償をするという考え方はやはり一見素晴らしいことでありますけれども、国民的な合意形成とやはり一番は財源。財源をどうするかということにつきるわけでありまして、この辺はもう少し様子を見させていただきたいと思っております。

農家という部分から考えれば、これはもう戸別に所得補償をしていただければ一番安心なわけでありまして、そういうことに傾くのかもわかりません。わかりませんが、いずれにしても選挙が近いというお話であります。政策通の牛木さんのお話ですので、近いわけでしょうが、選挙でどういう結果が出ますか。その辺も確認をしながら、我々は我々なりのまた考え方を設けていかなければならないと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

牛木芳雄君 若干再質問をさせていただきます。

水田経営所得安定対策について

単純に計算をして1億7,000万円。大変な大きなお金、額になるなというふうに思いました。中には自分の意思を持って加入しないという方もおいでです。これは承知をしているわけではありますが、私はこういうあまり評価的な話はしなかったわけですが、しかしこういう制度があるからにはやはり制度に乗っていくべきだろうというふうに思っています。

我が市では2ヘクタールというふうに、また線で恐縮ですが線を引いたわけでありまして。中では隣の魚沼市は、ちょっと条件が我々よりもっと厳しいところだと思うのですが、あそこは1ヘクタールというふうに聞いているのです。そうするとこの特認というのは各自治体の判断に委ねたということですのでけれども、その辺は例えばもう少し面積の条件を低くされるようなことが可能かどうかということもお聞かせいただきたいというふうに思っています。

それから後段の農業、全般の農業政策になるわけでありまして、その財源が問題だと。あるいは国民的合意の税の使い道について、国民的な合意がはたして得られるかどうかという懸念をしているような話でありました。民主党もおとといでしたか・・・いや12日でしたね。次の農林水産大臣という水産が次の農政大臣だそうではありますが、党内ではね。それが新しい政策を発表したわけでありまして、この戸別所得補償方式はもちろんです、農業全体ではなくて一次産業全体でもっと大きな支援をするべきだというふうにして、その財源が1兆何千億円だったか、というふうな話がありました。

とても大きな財源で、それこそまだ財源の手当てができていない中での発表だそうですので。なかなかそういう面からいうと、財源の手当てができたからこういう政策をする、政治はそれもありますけれども、やはりそれをするべく・・・のが政治の力だというふうには思っているわけです。

そこで今、米に対する注目がようやくここでもって国民の皆さんが本気になったというふうに思っています。ということは、ご承知のように原油や小麦の高騰によってパン、麺そういういろいろのものが上がってきたわけでありまして。政府の調査でもここにきて米の消費が若干上向きになりましたね。4月に。なったのですけれども、調査を止めてしまったわけです。私はまだまだこれからは米の消費というものは増えていくだろうと思っています。

しかし、現世界的な流れの中では、食糧を燃料に変えていこうということが今、行われているわけです。私はこれはいかなものかというふうに思っているのですが。燃料の問題も重要な問題であります、その辺を食糧に頼らないバイオ燃料ということもやはり研究していくべきだと。例えば他のものでもってバイオ燃料を作っていくとか、そういうものも大事なことはないかなと思っていますが、いずれにしても米の消費の減退に歯止めがかかったということは喜ばしいことだと思っております。

そういう意味でやはり午前中も論議があったわけでありまして、なるべく多くの田んぼに米が作られるような政策をやはり推し進めていくべきだろう。それにはやはり餌米もありましょう。あるいは、それこそバイオ燃料にするような稲もあるかもしれません。それは産地づくり交付金等でやはり面倒を見れば、私は可能なことではないかなと思っています。その辺を含めてこの国の農業政策についてもう一度お聞かせいただきたいというふうに思います。

市長 再質問にご答弁申し上げます。

水田経営所得安定対策について

未加入者の解消、これに全力をあげるということは先ほど申し上げたとおりでありますの

で、もし、その制度を知らないで加入をできなかったということはないように、まずはそれに努めなければならない。個人の意思でもう絶対に嫌だという方に対してはそれはなかなか無理がありますので、そういうことに6月30日まで努めていきたい。

そして面積要件を何ていいますか、下げるといいますか。例えば1ヘクタールだとかそういうことは制度としては可能なようであります。今年はまだこれでだめですが、制度としては可能のようでありますので、今年の実績を見たりいろいろ調査もさせていただいて、来年は来年でまた。これが例えば1ヘクタールに下げればもっともっと皆さん方のためになるのか、あるいはならないのか。こういうことも含めて検討を加えなければならないと思いますが、制度上は可能のようでありますので再検討させていただきたいと思っています。

議員おっしゃっていただきました後段の方ですが、ようやく米に対しての注目といいますか、米はやはり大切なだという意識が今のこの食糧価格の高騰やそういうことの中で飼料の不足といいますか、穀物の不足部分も含めてですけれども、見直されてきたように私も思います。そういう意味では今、米農家にとってはある意味ではチャンスでありますので、これを機会に米の消費の拡大。パンだとかそういう方もありますので、どうでも食べることはばかりではなくて、やはり米そのものの消費を増やすという方向を私たちもやはり模索しなければならないと思っております。

ただ、我々のところの魚沼産コシヒカリはやはり食べていただくと、これが一番であります。その方向は、粉でも何でもいから売ってしまえということではなく、日本一のコシヒカリでありますので、そういう面でそちらの方の需要拡大に結びつけていきたいと思っております。

バイオ燃料が食用の農産物から作られるということ。食用を確保したその上での転換であれば、これはそれでいいのしょうけれども、なかなか今、世界的にはそうになっていなくて、現在食用に回している部分を全部、バイオ燃料化の方にもっていっているというような部分もございいます。やはりある程度自制をしていただくということがないと、本当に世界の中の食糧危機ということが大きくまた現実のものになってまいりますので。それがだめだということではなくて、別に生産をして燃料化にすべきだという考え方は私は持っております。

最後の、全部の田んぼにお米が作付けできる、これは私たちの悲願であります。ありとあらゆる手段を講じながらこのことの実現に向けて、また今後とも努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 質問順位14番、議席番号10番・牧野晶君。

牧野 晶君 それでは通告にしたがいまして一般質問を行わせていただきます。今回ちょっと項目が多いなと思っておりますが、なるべく簡潔にしていきたいなと思います。

1 都市計画税の今後

1つ目は以前から市長と議論しています都市計画税の今後について。市長は税率を平成21年度、もしくは24年度に見直し、廃止なのか、それとも今0.2の税率を0.1にするとか、そういうふうになんかちょっと見直しを考えているという答弁でした。21年度というのはあ

ともう少しで来ますし、そろそろ予定年度をはっきりさせる時期ではないかと思います。これについて見直しなのか廃止なのか、どういうふうな考えを持っているのか。ご答弁いただければと思います。

2つ目は税を廃止しても都市計画事業は今後も続けていくと市長は語っておりますが、方針に変わりはないか。このことについて確認を。

そして3つ目は今までに都市計画事業というのをやってこられたわけですが、全体の総事業費はいくらかかるのか。試算したことがないし、聞いたことがないのでちょっと今回聞いてみたいと思うので。道路を何メートル作ったとかそういうものではなくて、予想総事業費に対する現在のその進捗率。大体このくらいの事業費をかけているから、例えば1,000億円の予想総事業費に対して例えば今まで200億円使っているから、今のところは20パーセントの進捗率ですよというふうな説明がいただきたいなと思います。

4番目に関しては、では都市計画事業というのは一体何十年後に完了予定なのか。このことについてもご答弁いただきたいと思います。

5番目、都市計画税を廃止しても、廃止しなくても事業進捗に影響はないと思うのですが、それはどうなのでしょう。国県の財政状況によって今までよりもちょっと進みが遅くなるかなというのはあるのですが、そのこととは別として、要は廃止したから事業をしないというこれは2番と同じような質問なのですけれども念のため、ここを結構気にする人がいるので、しっかりと語っていただきたいなという思いがありまして質問します。1番目の都市計画税の今後についてはまず1項目目の、よろしくご答弁をお願いします。

2 国体ジャンプ会場周辺警備について

次、2項目目にいきます。国体ジャンプ会場に石打のシャンツェがなっているわけですが、昨年のこの前の冬のインターハイのときに一部トラブルがあったのです。スキー場の真ん中に道路があるのですが、そこを一部の方が重機を使って幅2メートルくらい、40メートルくらいにわたって除雪をされたということがありました。そしてリフトが、そのスキー場の一部分がちょっと利用できなくなったということがあって、こういうことは正直、地域にとってのマイナス要因なので、国体のときこういうのがあると非常に大変マイナスイメージになる。ここをどうというふうに考えておられるのかについてご答弁いただきたいと思います。あとこの問題でスキージャンプ会場周辺警備について、地域やスキー場からきつと相談を受けているのではないかなと思うのですが、どのような相談を受けているのかお聞かせいただければと思います。大項目の2つ目は以上2つで終わりです。

3 旧福祉センター強度不足問題

3つ目に入りますが、3つ目は旧総合福祉センター強度不足問題です。約1年半にわたって福祉センター問題検討委員会が開催されたわけですが、その中でどのような議論、意見があったのかについてお聞かせください。

そして2つ目になりますが、今回建築をした3社が示談金を支払うということだが、示談金を支払うということはミスを認めたということにも私はとれてしまうと思うのです。これ

はちょっと議会初日に答弁があったのですが、そのところをしっかりと説明をする必要があるのではないかと思いますので、その点をお答えいただきたいと思います。

そして3点目、設計会社がもうミス認めてミスの大本だというのはわかるのですが、旧六日町の責任や担当職員の責任、また県の責任、業者の責任のあるなし。これについては結局のところわからないわけですね。どういうふうな責任のあるなしかというのは。私はやはりこここのところは明らかにすべきだという思いがあったので、議会初日にあった和解の案件とかに反対をさせていただいたのですが、こここのところ、要は確かに裁判をすることによってお金は大変かかると思うのですが、それによって同じミスが起きないとかそういうふうなものもあります。あと、全国的に事例もないことなので、正直私 なあなあということでは市長は終わらせようとしているわけではないのしょうけれども、この点、曖昧に感じるので、市長の方からもう1回ちょっと考えをお聞かせいただければと思います。3番目の福祉センターについては以上です。

4 市観光協会の窓口を越後湯沢駅構内に

4番目、市観光協会の窓口を湯沢駅構内に。今、本所は六日町になったと。本所が六日町駅構内になったわけですが、やはり私は新幹線2014年問題や今後の観光の振興のためには、湯沢駅構内に市の観光協会を。湯沢町や他の市町村と協力してこの地域のことを発信していくためにも、市観光協会の窓口というのは湯沢駅構内に今後はもっていくべきではないかと思うのですが、そのことに関して市長はどのように考えておられるのか、よろしくご答弁をお願いします。

昔の癖で早口になったようで、今度再質問はゆっくりしていきたいと思います。よろしくご答弁をお願いします。

市長 牧野議員の質問にお答えいたします。

1 都市計画税の今後

都市計画税についてであります。以前にもこの見直しについてはご答弁をさせていただきましたけれども、なるべく早い時期に廃止ができればという考え方に変わりはございません。しかし、その際にも申し上げておりますように、都市計画税約1億5,000万円。これに代わる財源をきちんと補填をしなければやめるとということには至らないということをお知らせしております。今、この固定資産税の税率で税を相対的に上げさせていただいてこれを補填するということになりますと、税率を0.05パーセント引き上げ、1.45パーセントということになります。

これで大体1億5,000万円は確保できるわけでありまして、これを実施をいたしますと、私たちの市が県内で唯一1.4を超える税率になるわけです。標準税率を超えるということになりますのでこの辺がちょっと隘路であります。今まで都市計画税が課税されていなかった皆さん方にこの部分の負担を 都市計画税を負担した方もその部分はそうなるわけですが、いなかった方は純粋に0.05パーセント増えるわけでありまして、この皆さん方への理解を求め、このことがやはり一番大事なことでありまして、十分な説明と理解

をお願いする時間が必要だということであります。

そういうこともかんがみますと実施時期につきましては、平成24年度が適当かなという思いであります。なお、担当課で例えば21年度の評価替えに向けての作業を今進めておりますけれども、作業が進み評価替えの結果がまとまったら、どの程度上下するのかその傾向もつかめますので、それらを参考にまたもう一度よく考えたい。

今現在のところでは21年度は無理であります。無理でございますが、評価替えの結果によってはまた若干その道が開けるかもわからないということになりますので、よろしく願いいたします。

次の2番と5番をまとめてお答えいたします。税を廃止しても都市計画事業は今後続けていくと。それから廃止してもしなくても事業進捗に影響はないと考えるがと、この2つはまとめて答弁させていただきますけれども、都市計画税を廃止するにしましても、都市計画事業は今後も続けていくということは間違いございません。これは都市計画税の有無に関らず、やはり継続していかなければならないまちづくりの一貫だと思っておりますので、それは当然やっていくということであります。

しかし、先ほど触れましたように財源。財源でございますので、この財源の確保はどうするかということであります。それと、その都市計画税をしてもしなくても事業進捗に影響はないという。これはしてもしなくても事業進捗に制度的に影響はございませんけれども、さっき申しましたように財源の確保さえすれば全く問題ない、そういうことだと思っております。

そして今、ご承知のようにこの都市計画事業が用途地域内だけで実施されるという時代でもなくなりました。当初は用途地域内の事業に限るという部分が強くありましたけれども、今は例えば下水道、これも用途地域外の方が進んでいるという部分もございますし、大規模な公園事業もありますので、そういうふうにある程度用途地域の中で区分けをするという時代はもうやや過ぎてきていると。そういうことでありますので、よろしく願いいたします。

3番の都市計画事業の予想総事業費に対する現在の進捗率と何十年後に完成予定なのかということであります。ご承知のように都市計画はこの計画決定をする際、今、計画決定をしている部分がいっぱいであります。この際には特に事業費の算定は行いません。実施をするにあたっての事業認可を受ける際にきちんとした事業費を算出して、この事業認可を受けて、その後ようやく実施の運びとなりますので、お金の換算してどうだということは今、出ません。それで延長とかそういう部分でしか今お答えできませんので、それをお答えいたします。

都市計画道路につきましては、現在は45パーセントであります。計画決定延長が56.9、供用延長が25.4キロでありますので45パーセント。公園緑地は計画決定面積が35.9ヘクタール。供用済みの面積が29.3でありますので82パーセント。公共下水道が計画決定面積が1,113ヘクタール。供用済みが841ですので76パーセント。土地区画整理はこれはすべて完了しておりますので100パーセントでございます。

そして完了のめどであります。道路につきましてはめどはとても明確になりません。非常に難しい部分もあります。その他にも全体事業、さっき言いました56.9キロのうち、国

や県が事業主体として実施する路線が40キロ。約70パーセントあるわけですので、これらも含めて、なかなか完成のめどというものはちょっと立てづらいのが現状であります。市は16.9キロ実施する予定でありますけれども、このうちの工事中が2路線で0.4キロ。これを除きますと55パーセントが未着手です。

公共下水道だけは一応今、平成25年度に完了という見通しを立てておりますし、これはこのとおり進めてまいりたいと思っております。公園緑地につきましてもさっき言いましたように、82パーセントの整備率になっておりますけれども残りの部分がそれではいつ大原運動公園もありますが、これは完了いたしましたね。街区の児童公園や何かは完成いたしましたして、大原運動公園は平成19年度で事業認可区域の整備は完了いたしました。その後の16.8ヘクタールについては未定というところであります。なかなか見通しが立たない、これをご理解いただきたいと思っております。

2 国体ジャンプ会場周辺警備について

国体ジャンプ場、ジャンプ会場周辺の整備であります。国体の警備につきましては、トキめき新潟国体南魚沼市警備・消防防災業務要項によって警察とも連携し、開催に向けて準備を進めております。ジャンプ競技に関しましては、ジャンプ台があるのは我が市内ですけれども、これは湯沢町が担当することですので、競技に関するトラブルが発生した場合は湯沢町が警察と協議連携して対処していくことになると思っております。

今まで国体に絡んでということではありませんけれども、ここは非常にトラブルのあったところでありまして、地元の皆さん、あるいは当事者の方、双方から市の方にそれぞれ要請やそういうことが来ておりまして、まだそれが解決に至っておりません。強行的に国体の開催がどうなってもいいのかとか、そういう言葉もあったというようなことも聞いておりますし、警察とも常に連絡をとっておりますし、弁護士とも一応私どもも相談しているわけでありませけれども、的確な対応策が今のところなかなか見当たらないというのが現状であります。

本来はこれはスキー場とスキー場の皆さんと、その当事者の問題でありまして、あまり市が関与する問題ではないのですけれども、市道という部分がそこにちょっと介在しておりますので、そういうことも含めてトラブルは毎年発生しているということでもあります。ただ、国体に向けてどうなっていくかというのは今のところまだ定かではございません。そうならないように我々も万全の準備をしたり、そういうことをやっていかなければならないと思っております。

3 旧福祉センター強度不足問題

旧福祉センターの問題であります。調査検討委員会でどういう議論、意見があったのかということではありますが、これは全員協議会の際にも若干副市長の方から申し上げておりますけれども、第1回目では問題発生の経過と今後の方針について説明をいたしました。これはこういうことであります。

第2回目の内容については、再利用した場合の利用計画案と損害賠償額の変更等について説明をいたしました。その中でのご意見は再利用ありきで話が進んでいるが、この委員会が

再利用を認めたかたちになることを懸念しているというようなご意見もありましたし、発注者の責任、あるいは職員の責任についてどのように考えているのか。あるいは無過失責任による賠償という判例を見たけれども、費用も時間もかかることは承知で裁判によって結論を出すべきではないかと。こういうご意見もございましたし、県の責任論はしらゆり荘無償譲渡を考えると裁判は無理と考えるけれども、市民への説明責任はどのようにするか、これが課題だと。こういうご意見ございました。

3 回目は損害賠償額の変更と和解により権利放棄についての説明を申し上げました。県とも書面で取り交わす必要があると考えると、市の責任はどうなるのか。あるいはまた住民監査請求が出た場合の理論武装は大丈夫かとか、裁判での責任の立証は非常に難しいと思うが、県も建築の専門家が審査しているわけで、確認申請の責任を問うべきだとか。あるいは係争による時間や費用面へのロスも含めて総合的な判断で和解を選択することにすべきだとか。こういうご意見がそれぞれございました。

再発防止策についてはご意見ありましたが、これは省かせていただきます。

そんなご意見がございましたけれども、総体としては市が示した和解案、これに基づいて早く決着を図るべきだということが大方のご意見かというふうに私は判断をさせていただきました。

2 番目のJVの皆さん方が示談金を払うということはミスを確認したのかということであり、ますけれども、これは常々申し上げておりますが、当初からJV3社は法的責任は認めないという立場であります。建築構造の専門家にも参加いただいている再利用検討会の過程においても、施工上のミスは認められないという結論になっております。

それで、では市が民法の632条請負人の担保責任をその根拠として、我々が一応損害賠償請求を1回出したわけでありまして、施工過程においてJV側の鉄筋不足の指摘に対し、管理者、いわゆる監督、管理監督者から問題ないとの指示書がありました。こういうことで係争しても指示書が存在しておりますので、請負人の担保責任を問うことは非常に難しい状況であります。こういうことも含めましてJV3社との協議では、双方弁護士を代理人として和解による解決を図るということで進めてまいりました。JV3社の方々当初、寄付金ということで協議を進めてまいりましたけれども、税務処理上の問題で示談金という名目で支払うことになりました。

そういうことも含めて、今回の示談金解決はJV側が法的責任や施工上のミスを確認したことにはなっておりません。そういうことの解決金ということではないということをご理解いただきたいと思います。

それからこの議論の中にも一つ出てきておりました六日町担当者、県、あるいは業者の責任を明確にすることも大切だと思うが、ということもありますけれども。私どももそれぞれの責任が本当にきちんと明確になることが一番望ましいところではありますが、これまで説明を申し上げてきましたとおり、法的責任を司法の場で明確にするには時間的なロスや費用、あるいは勝訴の見込みが100パーセントあるということではない。ということも総合的

に含めて係争は取りやめたわけでありませぬ。

これは損害賠償請求額は当時は4億数千万円でございます。これが例えば裁判にかけるといひますと、裁判用の印紙を貼るだけで何千万円。例えば勝訴したにしても、弁護士さんに支払う報酬費用が、いわゆる係争額によつての何パーセントとかそれもござひます。勝つたにしてもそれだけ相当の時間がかかる。もし、負けますとこれはもう莫大もない市の損害になるということでありませぬ。

ある程度見通しが立てばこれは当然やりますけれども、非常に意見の分かれていひ、判断の分かれていひ中では、それは私は市民のためにも市のためにも得策ではないということをお判断させていただいて、今回の和解ということに持ち込ませていただきましたし、1,600万円余の権利放棄も皆さん方から議決いただいたところでありませぬ。

そこで旧六日町の責任でありますけれども、発注者責任と違反建築の検査引取り、この責任は私はあると思つていひます。しかし、当時の責任者に実務上の関与ができたか。これが争点になります。そして個人的には私はそこの方に賠償を求めるとは考へておりませぬが、私は前々から申し上げておりますように、最終日に私は私なりの責任をとらせていただくということお皆さん方に議決を願う部分が出てまいりませぬ。よろしくお願ひしますが、政治的、道義的責任であります。

ですので、当時の方がこれをどう考へるか。これにつけるわけでありまして、私どもの方から強要したり賠償請求をしたりということは今のところは考へておりませぬ。そういう立場であります。

それから担当職員の責任でありますけれども、これも申し上げておりますが、そういう専門知識がある職員がいなかつた故に設計会社に対して設計管理監督までをお願いしたわけでありませぬ。担当職員にこういうことを予見することが可能であつたか、こうなると可能ではない。ですので、個人的にはその責任を問ふことは難しいし、やるべきではないというのが私の立場であります。これは当然でありますけれども、司法関係者、専門の皆さん方とも相談をさせていただいたうえでの結論でございます。

県の責任も同じでありまして、前回のときも副市長が申し上げましたけれども、今の建築確認、当時のですね、建築確認制度というのはこういう部分まで確認をして許可を出すという制度上ではなつていないわけでありませぬ。じゃあここで県を相手どつて裁判を起こして、県の責任はいかがかという部分を起こしましても、これはもう相当長い年月もかかりますし、姉齒問題でも見られますように、このことについていわゆる建築確認をした経緯や、あるいは民間の部分ですけれどもそこを訴えて裁判をされているということは確かないように思つております。

国家賠償法に基づく責任になるということでありませぬので非常に難しいですし、ましてや簡単に片付く問題ではない。しかも県の方からは再々申し上げておりますけれども、しらゆり荘の無償譲渡こういう部分もありませぬ。これは県は責任を認めたということではなくて、南魚沼市が窮地に陥つていひるという、そういう中でのまあ義と愛の精神に基づく手法であり

ますので、私どももありがたくそれを受け入れさせていただいたということでもあります。今後もまだ再利用する際の技術的な指導やそういうことも求めなければなりませんので、県の責任はここでは問わない。あるいは問えないという部分が私は多いと思っております。

施工業者の責任は先ほど申し上げましたように、非常に責任を問うことは難しいという思いであります。当時、損害賠償請求を一旦あげましたのは、弁護士さんの指導にもよりますけれども、一旦請求をしておかなければ、これはそれこそ時効になったりとかそういうことを避けるために、一応出させていただいたわけでありますので。そのときと今の状況が全く違うということと、責任があるからということですぐに出したという意味ではないという、このことも含めてご理解をいただきたいと思っております。

4 市観光協会の窓口を越後湯沢駅構内に

新幹線問題であります。ご承知のように湯沢駅は1日約9,000人から1万人、年間にしますと大体365万人。この乗降客があるわけでありまして、まさに新潟県の玄関口であります。これを拠点として南魚沼市に誘客を図るということは、やはり重要課題というふうに認識をしております。

湯沢町では新潟県のこの玄関口である湯沢駅構内のびゅープラザに、新潟県か新潟県観光協会で総合観光案内所を設置していただく運動を展開しておりますけれども、まだ実現をするとか、実現味を帯びている状況ではないようであります。

そういう中で越後湯沢駅構内の湯沢町観光協会を今年度中に湯沢町役場に引き上げ、現在「えちご魚沼観光開発協議会」が借用しております約20平米のスペースに観光案内人を1名配置することを考えているということでございます。

私たちの市の観光協会も、そして越後湯沢駅構内の案内施設はやはりある程度必要だというふうに考えておりますので、これから湯沢町を含む関係者と前向きに検討していかなければならないというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。以上であります。

牧野 晶君 4 市観光協会の窓口を越後湯沢駅構内に

一番最後の観光協会についてはわかりました。

1 都市計画税の今後

ではまず都市計画についてですけれども、21年度はちょっと時間的に厳しいので24年度を考えているということですが、ただ、評価替えによって終わるのが早ければまた考えるよということなのですが、では、この評価替えをする部署に、今年は結果が出れば早く答えを出してくれないかという指示をしてあるのか、ないのかについてお聞きしたいなという思いがあります。

あとそれと、都市計画の予想総事業費と3番、4番の何十年後に完了予定なのか。道路のメートルでというのでは、それはもうわかるわけですよ、都市計画審議会の中でもいろいろ数字が出てくるのですけれども。計画決定ではなくて、事業化して初めてその積み上げで都市計画事業の総事業費が出てくるというのはわかるのですが、それを今までずっと十何年、20年のその説明で聞いていても先が見えない。都市計画地域の住民はもうちょっと

わかるようにしてくれないかという声があるので、私はでは総事業費を本当に大体でいいから出せないものかなということ。それに対して進捗率は今どのくらいなのか。それが出せないのであれば、そちらサイドで何十年くらい、何十年後に完了するか、2段構えで聞いたのですが。そこのところ今のところは全然わからない。ひょっとしたら10年後に終わるかもしれないし、30年後に終わるかもしれないし、50年後に終わるかもしれないしまるきりわからない。見通しが立たないという答えだとどうしようも言ってもわからないわけです。

私も感じているのはあと30年や40年完璧に終わるのなんてかかるのだろうなという、少なくともそのくらいかかるんだろうなという思いがあるわけです。そっちの方からでもどのくらいという数字が出てこないの、その点についてどのくらいかかるのか、いわゆるプロの目から見た、そのところの答えをいただきたいなという思いがあります。

2 国体ジャンプ会場周辺警備について

国体ジャンプ会場について。ジャンプ台の警備については主体が湯沢町というので、そうだけれどもそこに行く途中の道路とかはやはり市なので、市の方も警察と今後も協議して問題ないようにしていきたいという答弁なので、そのとおり本当にトラブルがないようにうまく協議して、警察と協議して頑張りたいなという思いがあります。

あとそれとこういう説明がちょっとあったなんて聞いたのですけれども、スキー場内の道路に関して、要は除雪とかされないように条例化を市の方で考えていくよなんていう話をされたなんていうことを聞いたのですけれども、そのところをどう考えているのかについてお聞かせください。

3 旧福祉センター強度不足問題

福祉センターにいきますけれども、最初は福祉センターについて業者の責任やら、設計会社さんはミスを認めているけれども業者の責任についてはっきりしない中で損害賠償請求を出していったけれども、損害賠償請求を出した理由がそういうのであればちょっとわかったのですけれども。最初私はこういうふうに思っていたわけです。設計会社や業者に対しては損害賠償請求をするけれども、要は中身、旧六日町の責任や県の責任に関してはもう問わないような姿勢だというふうに私は。問うつもりはないだろうけど、ダブルスタンダードではないのかなと。責任があるかないかわからないけれども、この2人には損害賠償請求を出すけれども、残りの旧町に関してと県に関しては損害賠償を求めていかないというような私はダブルスタンダードだと思ったのです。が、今の先ほどの説明で、言っていることももっともだなという思いもあるので理解ができました。

ただ、私はやはり気になるのは、市民へどういうふうに周知をしていくかだと思うのです。こういう理由で和解をしたというのが、まだ新聞では出たけれども市の方からは説明がされていない状況です。そのところをしっかりと説明をしないと、またあらぬ不信感やそういうところが出てくるのではないのかなと、私は思うのです。そのところについてどういうふうに説明をしていくのか、よろしくご答弁をお願いします。以上、大項目3点になります

が、またよろしくご答弁をお願いします。

市長 再質問にお答えいたします。

1 都市計画税の今後

先ほど触れました担当課で21年度の評価替えに向けて作業を進めておりますと申しあげた。この作業が完了次第、例えばでは24年まで待たなくても、いろいろできる状況は出るのかどうなのかと、これを検討させてもらうということであります。21年度の評価替えは先にしろなどというわけにはいきませんので、21年度しか評価替えができないわけでありませぬ。この21年度の評価替えはそのまま行いまして、その結果に基づいて、例えば評価が非常に下がって固定資産税がすごく安くなっていると。そうだとすれば0.05パーセントをお願いしてもそう抵抗感がないとか、いろいろのそのことがあるわけです。

だけれども、そうは言ってもやはりこういう世情でありますから、少しでも負担が増えるということになりますと、市民の皆さんの拒否反応も相当強いだらうとか、そのときの経済情勢にもよりますのでそういうことを申し上げたわけでありませぬ。これを早くやって早くしろということにはなりませんので、21年度に間に合うということでは全くございませぬので、24年を目標にしているということを一ひとつご理解いただきたいと思ひます。

都市計画事業ですが、これはお金を算出しろと言っても、全くつかみようがございませぬ。用地買収等が相当になるわけですね。物件移転も含めて。これは家が何軒かかるかということすらまだわかっていない部分もあるわけです。それを全部調べて事業費を出す。事業費はちょっと出ませぬけれども、ですので、金額的に全体事業費を出して、今後では何年間でやれるかという法方ではなくて、残延長、あるいは残面積これらを見たり、それから例えば今、都市計画の見直しを行っておりますけれども、全く当初はそういう計画でそこに計画決定はしたけれども、もう今考えれば全く必要ないといひますか、街路関係はそういう部分も出てきています。そういう部分はやはりこれから外していかなければなりませんし、そういうことも含めるとちょっと先の見通しを立てると言われてもなかなか立て得ない。

この都市計画の見直しが完了する時点である程度の本当に概算的な、概略的な見通しくらいは出るのかもわかりませぬけれども、今のところはちょっとそれができませんので。その見直し作業はいつ終わるのか。(「22年」の声あり)22年ですね。その後でき得れば将来展望的なことは示せればと思ひておりますのでよろしくお願ひします。

2 国体ジャンプ会場周辺警備について

スキー場は、除雪されないような条例なんていうことは全く考えていませぬし、結局あそこは市に除雪をしろという方がいますね。けれどもそれは私たちはあそこの何ていひますか、地域全体の皆さん方の、区全体としてこの市道を除雪してもらいたいというそういう要望が出れば、それは除雪することにやぶさかではありませぬけれども、そういう要望も全くない中で、1人、2人が除雪しろ、除雪しろ。それはできませんと、そういうことでずっと通してきているわけです。なるべくトラブルの起きないように努めたいと思ひますので、地元議員の方からもそれぞれひとつご努力いただひて、よろしくお願ひしたいと思ひています。

3 旧福祉センター強度不足問題

福祉センターの問題です。最初から責任を問わないつもりでは全くありませんでした。責任があれば、これはきちんとあるということが確信できれば問わなければなりませんし、ないということであれば問わない。全く何ていいますかフリーで臨んだわけでありまして、特に県と旧六日町という部分でありますけれども、旧六日町といっても今は南魚沼市ですから、南魚沼市ということになるわけですから、この責任問題について非常に慎重にならざるを得ません。

法律的な解釈の中では、さっき言いましたように職員には問題がございません。職員にその責任をとることはできませんが、首長に責任を問うとすれば、道義的、政治的責任であります。やはり政治指導者の名誉これは、自分の行為の責任を自分一人でとるところにある。この責任を他に転嫁したり放棄したりすることはできないという、有名なマックス・ウェーバーの言葉でございますけれども、そういうことをどう思うかということであります。法律的に責任を非常に問いづらい問題であります。

そういうことの中からは私は私なりの責任をとらせていただくということがありますので、他の方々に対して私が、お前に責任があるとかないとかということをお願いすることではない。自らがどう考えていただくか。このことにつきることだと思っております。

市民の皆さんへの説明は、最終日に私を含めたそのことをきちんと解決をさせていただいた上で、当然ですけれどもホームページに載せたり、あるいは広報にも載せなければならぬと思いますし、そういう話題が許される会場であれば私の方から直接口頭でも説明申し上げたい。そして理解をいただきたいというふうに思っております。

議会の皆さん方には市民の代表として、最終日にそれを許していただけるかどうかはわかりませんが、ご説明申し上げて、議員の方々からもこういう解決方法であったと。これを議会としては支持をしたというふうに周知をいただければ大変ありがたいと思っております。あらゆるとは言いませんけれども、きちんとした説明だけはやらなければならないというふうに思っております。以上です。

牧野 晶君 1 都市計画税の今後

すみません、私がちょっと聞き間違えたのか。市長は一番最初、都市計画税の今後については21年度か24年度かというので、評価替えが早くいけば21年度にもひょっとしたら替えられるかもしれないよみたいな言い方をしたのですが、今の答弁だとちょっと一番最初の質問に対する答弁とちょっと合わないと思うのです。評価替えの合えば21年度からやるかもしれないよというふうな話だったけれども、21年度はなかなかやれないなみたいな話を今されたので、ちょっとそこををはっきり。なるべく評価替えを早めにして、そして21年度からでも変更できるようにして欲しいなという私は思いがあります。

というのは、市長は市長でもう都市計画税というのが時代に合わず、時代にもう沿っていないというふうに思っているわけですね。そういうふうな答弁を今までしてきているわけです。その中で都市計画税をなるべく廃止にしていきたいけれども財源が。財源は固定資産

税の税率をちょっと上げて、その分固定資産税で1億5,000万円の財源を出して対応していくというふうな話をされていますけれども、でも要は今まで固定資産税しか払っていない地域の人たちが納得するかわからないというので、という説明をしているわけですが、

都市計画税の地域に払っている人たちの時代に合わないのをもらっていると言いつつ、難儀はでは都市計画税の人だけにかかけようと言うのですか。そのところが私はちょっと説明に対して理解が難しいのではないのかな。

要は今この制度が問題があると言いつつ、都市計画税を払っている人にはもうちょっと難儀をかけますよという言い方なわけですね。そういう説明でいいのかなと私は思うので、このところをよろしくお願いします。

あとそれと、総事業費というのがなかなか出ないというのは、私はわかるのです。わかるけれどもあえて聞いているのは、ではプロの目からそちらの方から見て、例えば道路の進捗が今45パーセント、公園が82パーセント。今までのことを考えて、ではこれからあと何十年で都市計画事業は終わるのか。今時点で答えを聞きたいのです。今時点で、22年度に見直しが終わるのではなくて、今時点で予想されるのはどのくらいか。それが100年先だということであれば100年先でもいいし、最低でも50年先だよということでは、それはそれでいいと思うのです。10年で終わるとかそういうことはないと思うので、目安というのを私は22年度に出すかも知れないよではなくて、今時点で先の目安というのを出さないとはいけない時期だと思います。

それでさっきの話に戻りますけれども、いつ終わるかわからないのに難儀だけはまだあと3年かけるよという言い方というのも正直、本当に都市計画をわかってくれているのだろうけれども、ちょっと楽な方に逃げていないかなというふうな市長を感じてしまうので、そのところをすみませんご答弁をお願いします。あとジャンプ台や福祉センターに関しましてはわかりましたので、その点だけよろしくご答弁をお願いします。

市長 1 都市計画税の今後

お答えいたしますが、私も先ほど自分で申し上げたつもりは、21年度の評価替えはこれもう動かさないわけでありまして。ですから、その評価替えが終わった時点で、例えばいろいろ判断する材料もあったり、24年ということも申し上げましたけれども、それが例えば22年なり23年なりにやっていく方向が出るかもわからないということも申し上げた。今のところは24年の予定ですと、そういうふうに申し上げたつもりです。21年度に評価替えしてその年にもう都市計画税は全部止めてなんていうことは、だいたい技術的にも間に合いませんし、それは言い間違いは聞き手の粗相ということもありまして、私が言い間違えても聞く方が粗相だとそうなるという、そういう諺もあるというふうにひとつご理解いただきたい。

それからこの都市計画事業でありますけれども、例えば道路事業は今45パーセントしか終了していないわけですね。今まで都市計画事業として道路事業に取り組んできて何年になるかということ、六日町からあげますと、六日町は都市計画の用途地域を制定したのが昭和47

年ですから、もう約40年近く経っている。そこで45パーセントですから、あと50年や60年は楽々かかると。この程度のことであれば申し上げます。(「それでいいんだ」の声あり)

そうであれば50年以上はかかると。100年まではかからないだろう、というくらいの見通しは今の時点ではできますので、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

あとは最終日には賛成をしていただきますので、よろしく願いいたします。

議長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定いたしました。

議長 本日はこれで延会いたします。次の本会議は明後日、6月19日午前9時30分、当議事堂で開きますのでお願いいたします。どうも大変ご苦労さまでした。

(午後4時09分)